《論説》

地価問題と北海道の税務行政組織(3)

西野敞雄

目次

はじめに

- 第一章 札幌・函館・根室税務管理局の時代
 - 一 租税徴収の制度の整備の試み
 - 二 税務署の前身の時代
 - 三 税務署の発足
 - (一) 日清戦争後の租税をめぐる事情
 - (二) 税務署設置構想
 - (三) 税務署の発足(以上17号)
 - 四 税務署の時代
 - (→) 明治32・33年税制改革とその対応
 - (二) 営業税問題と税務施行上の諸施策
 - (三) 地租問題と北海道の特例(以上18号)
 - 四 税務管理局から税務監督局へ
 - ---税務署全廃論と北海道の住民感情 ---
 - A 北海道の住民感情と参政権
 - B 税務署全廃論と行政整理
 - (五) 税務管理局時代の経済と税務行政
 - --- まとめにかえて--- (以上 本号)
- 第二章 税務監督局の時代(その I)
- 第三章 地価問題とその後の税務監督局
 - ----税務監督局の時代(そのII)----
- 第四章 財務局の時代
- 第五章 まとめ

第一章 札幌・函館・根室税務管理局の時代

- 四 税務署の時代
- 四 税務管理局から税務監督局へ
- ---税務署全廃論と北海道の住民感情---
- A 北海道の住民感情と参政権
- (一) 明治28年4月の日清講和条約の調印及び遼東半島還付(同年11月に遼東半島還付条約が調印される。)後、いくつかの増税が行われ、幾多の税法が改廃新設され、租税制度の一大変革(大税制改革)が行われた。まず、登録税及び営業税が創設され、葉煙草専売制度が創設され(当初、北海道でも葉煙草が栽培されていた。)、酒造税法・混成酒税法も制定された(いずれも明治29年3月公布)。これに伴って、税務管理局及び税務署が、それまでのいくつかの税務機構整備の試みの経験を踏まえて設置された。その際、北海道では、明治30年4月本州各府県より遅れて函館・札幌・根室の三税務管理局と16税務署が設置されたことは、前述したところである。

その後も戦後経営に係る諸事業の進行に伴なって財政需要の不足が次第に激化し、政府は地租及び酒税の税率引上げ等が検討された。しかし、議会側は強く抵抗し、第11回帝国議会(明治30年12月21日召集)は同月25日に解散され、第12回特別議会(明治31年5月14日召集)も明治31年6月10日に解散されている。ようやく、第13回帝国議会(明治31年11月7日召集)において、日清戦役後第二次の増税が行われた。田畑地租率が政府原案(4%)から3・3%に引下げられるとともに5年間の引上げとなった(市街宅地に対しては本税とあわせ5%となる)。所得税に関しては、新たに法人の所得にも課税されるようになるとともに、個人の所得に対して千分の10乃至千分の55の累進税率を課するという大改正が行われた。酒税については、酒類造石税率を引上げ、自家用酒税及び酒類営業税を廃止したほか、自家用料醬油の製造についても造石税を課した。このほか、外国産煙草も専売とするなど専売制を強化する等の広範囲にわたる改正が行われた。これらの改正に対して、全

国の税務署で税制改正に対する P R を心がけ、いろいろの対応が行われたととを、北海道を例に述べてきたところである。

これらの改正のなかで、議会の論議でも、財政整理や行政整理がとりあげられはじめており、北海道毎日新聞紙上でも散見される。それらが論議されるなかで、中国情勢が厳しくなり、明治33年5月末、遂に日本を含む連合国が出兵し、同年11月ロシアと李鴻章との協定が結ばれるなど、アジアの情勢は厳しくなり、財政需要も高まるが、この動きは北海道の新聞紙上にも詳しく報道された。

一方,明治32年12月の衆議院予算委員会で,内務次官が「地方会計を分離し地方議会を興す。10年計画をたて拓殖費に国庫補助など計画中」と答弁している。この直前の11月末には札幌区会議員選挙が執行されるなど,北海道でも住民感情は高潮化しつつあった。10年計画と住民の選挙権と財政整理及び行政整理が,こうして結びつくことになり,税務をめぐる諸問題に大きく影を落すことになった。

(二) 明治14年に函館区会が設置され、札幌にも区が置かれた。しかし、北海道には明治21年の市制・町村制は施行されず、大日本帝国憲法が発布されても選挙権を行使することができなかった。道内各地で、大日本帝国憲法の発布を祝う祝賀会が開かれているのにもかかわらず、選挙権が与えられないのでは道民としても納得できなかったとみえ、明治22年3月には「本道ョリ国会議員撰挙ノ議建言書」が内閣総理大臣に提出され、同年7月には「帝国議会に於る北海道人民の準備」と題する論説が新聞に掲載されたし、明治23年12月には北海道庁から函館を独立させることを主張する意見もだされた。明治24年1月には「北海道に地方議会を設くる議」が、また同年12月には「北海道議会法律案」が、それぞれ衆議院に提出される一方、議会への選出をめざす請願運動が函館・江差・根室・小樽・札幌で行われている。道内各地に租税課派出所が設置されたのは、まさに住民意識が向上したときであり、派出所の事務運営は、困難であったに違いない。

明治25年2月第2回臨時総選挙が行われた際には内地の各地で選挙に関し

騒擾があったといわれているが、北海道は無縁であり、柳田藤吉らによる北海道漁業法案や、村田保(北海道水産規則を審議した元老院議員の一人)らによる漁業法案などの漁業問題の方に関心が集中していた。北海道は、水産業を先陣として開発が進められてきており、北海道の経済基盤も漁業にあったから、当然の事実であったろう。その中で明治26年12月第5回議会及び第4回議会に、衆議院に北海道議会法案が提出されているのは、住民の意思を地方の政治に反映させたいという熱意の表われであるが、政府は、市制・町村制施行が議会設置の前提と答弁した。代議制は国民の権利の発現の形式であるが、議会をつくるにはそれだけの実態が必要であることを、政府自ら認めている。議会をつくるのが先か、実態が先か、論議がわかれるが、北海道に関しては地方団体としての実態がまだ稀薄であったから、やむをえない答弁であろう。その後、漁網の増加による漁場紛争の増加もあり、議会設置要求は北海道においては力がそがれ、日清戦争が発生したこともあり、しばらく沈静化する。

明治30年5月勅令158号「北海道区制」・同第159号「北海道一級町村制」・同第160号「北海道二級町村制」が公布された。いずれも,直ちに公布されることはなかった。まず北海道区制は,明治32年8月勅令378号で改正のうえ,32年10月1日より実施された。この場合は,札幌・函館・小樽という北海道の中心地に施行されており,当然視されていたが,区長(任期6年)は内務大臣が区会からの3名の推薦候補者の中から選定して上奏し裁可を得る必要があるし,助役も区会で選挙されたうえ北海道庁長官の認可が必要であった。これに対し,北海道1級町村制は,明治33年3月勅令51号で改正され(33年7月1日以降施行)たが,1級町村長(助役も同じ)は町村会が選挙するものの道庁長官の認可が必要であった。北海道2級町村制は,明治35年2月勅令37号で全文改正され,明治35年4月1日より施行されたが,2級町村の住民は町村長の候補者を推せんできず,2級町村長は道庁長官から任免されるだけであった。こうした不充分な内容であっても,住民の関心は高く、一層充実させようという意気に燃えつつあった。このことは,北海道毎

日新聞に多くの記事があることからも、うかがうことができる。が、法制局は実施は尚早しとし、内務省にも異論があったので、町村の発達の程度を調査し漸次実施されることとされた。明治30年2月24日には、函館区の小川幸兵衛ほか190人による函館に市制を施行してほしいという請願は両院で採択されたものの、政府は、受け入れなかった。すなわち、政府は、拓殖務大臣に於ても従来の区制は既に該区に適当せざるを認め現に北海道区制町村制案を閣議に提出しあるを以て本件請願を採用すべきにあらずと、答弁している。なお、こうした1級町村制施行までの地方制度の展開については、「江差町史」第6巻557~587頁を参照。

一方,北海道の主産業であった漁業の中心であった鰊漁は、建網の増加により漁場紛争が明治28年頃より増加し、漁業者や水産に携わる人々の生活にも影響を及ぼした。明治30年11月には鰊建網入会漁業取締規則・北海道鮭鱒保護規則・北海道漁業取締取締規則が公布され漁場紛争への対応がなされたが、折から国税として導入された営業税が北海道水産業者にも課されることになったこともあり、水産業税の営業税反対運動と結びつくことになった。水産業者は有力な政治勢力であり、参政権の要求や道議会設置要求を強めさせた。折りから、明治30年7月には徴兵令を千島に至る全道に及ぼすための勅令257号が公布され、明治31年1月に施行された。ここに臣民の三大義務の一つである兵役の義務も完全に内地と同一のものとなり、参政権の要求にはずみがかかった。漁業・水産業とならぶ開拓に関しても、明治30年4月には北海道国有未開地処分法が公布、施行されたし、明治32年3月には北海道拓殖銀行法案が成立された。同じ明治32年1月には所得税法が大改正され、それまで官より受ける俸給手当・年金及び恩給金の所得のほか不課税であったものの、各府県と同様、所得税法が北海道にも全面施行されている。

明治32年にかけての政治要求の高まりは、憲政党(明治31年6月結成)の 札幌支部の明治31年8月結成、立憲政友会(明治33年9月発足)の北海道内 の支部の明治34年結成に連なる。そして、明治31年6月には、政府提案の衆 議院議員選挙法改正案の修正案として、北海道代議士選出問題がとりあげら れた。このようにして、明治32年以降、日露戦争にかけて、北海道水産税存 廃・地租・行政整理・参政権・開拓問題(10年計画)がからんで論議される。

(三) 松前藩以来の水産物に対する税を近代化し、漁業者の負担を軽減して成立した北海道水産税ではあったが、明治30年頃から負担が重いとして廃止の声が上り始める。北海道漁業組合定期会は、明治30年度の会務報告の中で「水産税全廃」を主張したほか、その前に「水産税全廃意見」を起草している。また、函館の有志が当局大臣に北海道水産税全廃請願書を提出したといわれるが、これは、函館商業会議所が明治31年12月に提出した「水産税全廃建議」と同じものと思われる。

これを受けて、明治32年1月、北海道水産税則廃止法律案が、衆議院議員加藤政之助ら5人によって提出された。この法律案は、衆議院では第二・第三読会を省略して可決されたものの、貴族院では第二読会で、政府の反対意見に同調し時期尚早として否決されてしまう。加藤政之助は、(イ)徴税費を納める人が負担するのは他に例がないこと、(ロ)水産物の大部分は農業の肥料であるのに税を課すのは一方で農業奨励に反する。中国からの魚粕等の輸入は無税である。(イ)漁業者一人当りの収獲が3分の1減少しているのに税の負担は同じで難儀していると主張している。

それでもなお、明治33年1月、衆議院議員長谷場純孝ほか6人から北海道水産税則廃止法律案が提出される。しかし同法律案は衆議院では満場一致で可決され通過したが、貴族院では否決されてしまう。貴族院において、若槻政府委員は、(イ)水産税を減じてもよいという見込みはなく、(ロ)水産税は間接税であり最後の負担は消費する者が負担するのであって、消費する者の大部分は内地の人であるから北海道の人が特に重い税を負担することはないとして、廃止に反対している。さらに、谷干城議員は、税法の上から感心したものとは思わぬが、水産が本になった北海道の歴史からやむを得ぬのであり、廃止すれば行政の穴があくし、地租程酷ではないといい、政府はこれを支持した。二條基弘特別委員長はこれに対し委員会報告の中で、(イ)いかにも気の毒であるが、廃止に伴う財源がない、(ロ)内々の政府の意向も何れ改正をして

免除することになろうというものであり、其方の意向に任して政府の方で早く改正に着手してもらうと云う望みを待ったとして、特別委員会も否決になったことを明らかにしている。こうして、明治33年2月にも北海道水産税廃止法案は否決されたが、ようやく政府としても北海道水産税の改正を考え始めたことが明らかとなった。

帝国議会における審議の状況は、北海道毎日新聞でも逐次報告されている。(23) が、水産業者も32年以来3名の委員が上京し資金不足の中で交渉している。その上京報告は、貴族院議員でもある園田安賢長官の動きに不満を示しつつ、二條委員長の報告を引用して、前途は洋々であり、北海道議会を開くとの動きを紹介し、動きに備える必要があるとしている。そして、納税者が議会で税を決めるということ租税法律主義にもふれており、北海道水産税と議会との関係が強くなることを明らかにしている。

この上京委員の報告の中で、園田安賢長官は、水産税廃止法律案に反対する意見書を貴族院議員間に頒ち熱心に本案を排斥したと、前記の上京委員は非難している。しかし、北海道毎日新聞によれば、大蔵省当局者が同案が両院を通過すれば異義を唱えなくなっている段階で園田長官が反対したのは、十年計画の一部として伝えられる北海道地方事業費を支弁すべき地方税の税源として水産税を篇入するまでは依然今日のままにしておきたいという考えなるやに聴けりとする。たしかに、北海道水産税は北海道内で徴収され北海道の運営に充てられているのであるから、単純に北海道水産税を廃止すれば、運営や開拓に支障を来すのであり、何らかの財源確保策をとるのは、条件交渉であり、やむをえない選択であったに違いない。ここで、北海道水産税の廃止と北海道十年計画とが、からむことになった。

(四) 北海道の開拓について、これまでも長期計画が樹てられてきた。最初の開拓使十年計画には具体的な開拓政策は入っていなかったが、明治25年に北垣国道長官が政府に提出した計画は、鉄道建設をはじめとする具体的長期計画となっていた。しかし、この計画では日清戦争に遭遇したのにもかかってのではいた。

明治32年8月,園田長官は「特別会計法設定之義」を内務・大蔵両大臣に提出する。大蔵省は財政の都合を主張をするとともに、北海道拓殖の自賄いを要求して、特別会計法の制定に反対した。その背景には、(イ)年々発達する北海道において増加必至の行政費を徴収税額では賄うに足らない現状での財源確保の不安、(中)さらに、地方議会の整備についての不安が、政府当局にあったことは、確実である。道庁の計画は、北海道より徴収する税をもって北海道の行政費を支弁し、そのほか拓殖費として17百円を十年間継続支出するというものであったが、なかなか進行しなかった。それでも、明治32年12月、衆議院予算委員会において、質問に対し内務次官が、地方議会を興し、地方税法を制定して地方行政の発達拡張に伴う費用は支弁をつけていくような計画をつけて、その10カ年の計画をたててみたが、予算編纂までに十分の調査をとげる時日がなく、財政上いろいろの関係があり、予算を提出するまでに十分の計画をたてることができなかったと答弁した。地元でも歓迎し、この答弁を機に、再び十ケ年計画は前進することになった。

府が北海道水産税を間接税とも考えていることから問題となるが、地方税に移す予定でもあり、明治34年内務省告示第24号もあり、他にも税を納めているであろうことから、政府はあまり問題にしなかった。(もっとも、北海道区制については別途所要の手当がなされ、直接税として扱われた。)

衆議院議員選挙法改正法が官報公布(3月29日)された翌日に、北海道に (33) 上川、河西の二税務署が増設されることが、勅令82号で公布された。あわせて、虻田郡俱知安村が、室蘭税務署の管内から岩内税務署管内にうつった。いずれも開拓の進展に伴うものであり、同時に他の税務管理局では一署が統合されている(岡山県の金川署と本庄署が統合して瀬戸税務署となり、一部を岡山税務署に移す。)のと比較すると、特に目立つことになる。また、俱知安村が岩内税務署管内にうつったことは、岩内署が後日に俱知安署に改称されるきっかけとなったとともに、当該地域の漁業が不振になったことを、うかがわせる。この当時の新聞では、鰊漁の漁獲高が報告されているが、豊漁の記事は非常に少なくなってきていたのである。

そして、北海道区制における区は明治33年3月19日勅令47号により明治33年4月から、北海道1級町村制による1級町村は明治33年6月9日勅令第260号により明治33年7月から、それぞれ国税徴収法中市町村に関する條項を適用すべき公共団体となった。北海道において収税に関与する機関は、これにより、(イ)水産物営業人組合、(中)北海道区及び北海道1級町村、(イ)その他の町村の三つが併存することになった。

明治32年12月に内務次官が好意的見解を示した「十年計画」は、その後も中央と北海道の間で、どこまで事業として盛り込むか、財源をどうするかについて交渉が重ねられる。十年計画案は、明治33年4月2日、長官から内務・大蔵両大臣に「拓殖一方鍼ヲ定メ制度ヲ革ムルノ議」として提出される。当初は国庫支出は約5千万円弱であったが、大蔵省と内務省との間で協議があり、39百万余円に減額修正されたという。そして、十年計画案は7月初め再提出されるが、北海道庁は、地方自営の制を定めて経済の途を定めて経済の道を分画し以て拓殖事業の完成を一定の方鍼の下に期そうとするネライで

あり、そこから北海道制や北海道地方税の成案がだされたという。それ以後、 地方費歳入見込額・十年計画案の比較表・十年計画の拓殖費・普通行政費な どが逐一報道された。住民の関心が強かったことを示しているが、読売新聞 (東京版)にはほとんど報道されていない。十年計画は,政府にとって関心 はあっても,他府県の一般人にとって関心が低かったようである。十年計画 については別紙1参照。いずれにしても、新しい十ヵ年計画では、地方費と 国費を区別し、拓殖費を国費で負担し、十年間で3千3百万円余にのぼる拓 殖事業を行うものであって、これにより従来の事業が継続されるとともに、 旧土人保護法によるアイヌ救恤費・勧農費が追加された。この十年計画は, 明治34年初めに帝国議会に提出され、極く一部の修正があったが、結局承認 された。この承認について、貴族院でも、毎年の支出は議会で承認を受ける べきものと、国務大臣は答弁している。なお、国務大臣はこの答弁に先立ち、 北海道議会を開けば全体の国の租税収入制度も整理ができ,地方事務の分割 もでき、そうして地方事務に向って内地から注込む所のこの費用の節減も大 にできるので,道会の設立が必要であると答弁していることからも,十年計 画・地方議会・水産税が関連していることが明らかになっている。しかし、 その割合には、委員会の審議は順調にすすんだ。

(五) 明治33年後半から34年にかけて、北清事変が激化し、ロシアが11月に満州占領地の独占的権益を得るなど、大陸でも情勢が厳しくなったことは、北海道の新聞でも詳しく報道されている。これに伴い、増税が予算編成とからんで大問題になってくる。もともと十年計画が財政状況とからんでいただけに、「増税案と10年計画案」と題する北海道毎日新聞の記事があるように、10年計画も難航が予測されるに至った。

明治34年1月26日,政府は,衆議院に北清事変費・建艦補充などのための 増税諸法案を提出した。増税諸法案は,酒類造石税の増徴,麦酒税及び砂糖 消費税の新設,葉煙草専売率の引上等を内容とする広範囲なものであった。

増税諸法案が提出された直後の28日,立憲政友会の伊藤総裁は,議員総会で,(イ)根本的改革は難しいが,責任のある所を十分に明らかにしなければな

らぬ。うまくいかないのは十中八九。人が悪い。向内閣総理大臣も奮発して もらわねばならぬが、党員も公平なる鑑識をもって国家の為同情同感を表せ られて盡力あらんことを望む。行政上の刷新も心してやってきたが、今度は 汗水垂らして損をしないようにしなければならないぬ。(イ)ぜひ今度は財政の 根拠を定めようと思う。政府はなるだけ大きい必要な仕事を選んでしたい。 議員は小さい事を求める志念を絶ってほしい。今回の増税案は他に財源の見 つけようがないので、議題としてほしいと述べている。このように、伊藤総 裁は増税を認めつつも行財政整理を主張しており,これに従って衆議院は, 増税案を可決したが、貴族院は増税に反対し、議会は停会をうけることに なる。貴族院は、天皇の詔勅(内外の形勢憂慮に堪へるさるときに方り軍費 を支弁し財政を革固にするの経画を立つるは誠に国家の急務に属す、貴族院 に於いても廟謨を翼賛すへし) が下り, 態度を変更した。その結果, 3月16 日増税案は成立した。天皇の勅語がなければ、当時の第15回議会は3月25日 までであり、北海道議会・北海道地方費法は、成立の見通しがつかなかった 状況でもあった。なお,増税法案の準備について,各自速やかに相当の準備 をなすように34年2月22日の税務管理局長会議で、蔵相が訓示している。

増税 8 法案が急拠成立したのを受けて、北海道会法案及び北海道地方費方法案の審議が進むことになる。詔勅に奉答した 3 月14日の直後の 3 月16日に (衆議院で増税八法案が可決されたのと同日)に、この二法案が、衆議院から貴族院に送付されてくる。そして、議会が開かれた19日に政府意見の説明もなく特別委員に付託され、3 月23日には特別委員長から可決すべきものとの報告がなされる。谷干城は大事業であり篤と調査の上で復た出されそのときに評議されるべきであるといったが、加藤弘之は時期尚早であったが長官に万一の失政があっても防ぐことができるし、無いに勝ることは大であるとして賛成に回った。尾崎三良は、帝国議会の議員を選ぶことになった以上地方自治の法律を許さぬ理由はないとして賛成している。この三者の議論が、この二法に対する意見の代表である。第二、第三読会が省略されて成立した。そして、3 月28日に公布され、4 月1 日から施行され、これにより北海道水

産税は国税から地方税に移管され、水産物営業人組合が廃止され、かわりに水産税区が設置された。その後の水産税の歴史については、詳しくは別稿(「北海道水産税史」税務大学校論叢21号)に委ねるが、なおも重いという不満が残り、小樽郡など一部地域漁業者の免税運動もあって、地方税務当局を相当苦しめており、国側としては滞納が多く種々手間のかかる税目であっただけに、ある意味でほっとしたことは、いくつかの租税史料にもみることができる。北海道毎日新聞(及び北海タイムス)にも、水産税に関する記事が、これからも繰り返し登場してくるのである。

難産の末に成立した北海道会ではあったが、海陸の対立を抱えていても、道庁長官の専決分野が大きかった。自治権は弱く、北海道地方費の歳出歳入予算、地方税の課目率を議決することが主要な職務であった。したがって、北海道毎日新聞に明治34年3月13日から4月28日まで連載された「北海道制自治瑣談」は自治を強く主張し、府県参事会の有する権限の多くは長官がもっており、道会がもっておらず、長官の権限は厖大であると、嘆いている。「明治財政史」は、これらの改正に関し、税務署の下に立って収税に関与する機関は水産物営業人組合の外は区内1級町村とその他の町村との二機関が併行することとなっていたが、交運の進歩に伴い北海道経営の必要を生じ、北海道地方税その他地方に属する収入をもって支弁することにし水産税を廃止して北海道地方税の財源を移せりとするのみである、のは単純にすぎる。

ここで言及せねばならないのは、道会議員の選挙権である。政府委員が北海道水産税に間接税であるといったことは前述した。25才以上の男子であるほか、(イ/3年以来住所を有し且つ北海道内に於いて3年以来直接国税年額3円以上納める者、(中)若くは、北海道内において3年以来土地4町歩以上を有する者が、北海道会法(法律2号)4条によって選挙権を有することになる。したがって、水産税は除かれるが、その事後処理の手当はなされていない。所得税を払っているか又は土地を一定以上所有しているからとするのであろうが、本当にそうであったのだろうか。大蔵省は、32年度から水産税を直接国税として扱うべしと指示していたとの記事、さらには区制、町村制とのバ

ランスからして、農民に有利であるとの記事があるのも当然といえよう。第1回の道会議員選挙(明治34年8月10日、全道21区、35名を選出)当時、道会議員の選挙権者は全道人口の約1・2%にすぎなかったといわれる。当時、衆議院議員の選挙権は道会議員より資格要件は厳しくとも2%が有権者であったという。北海道の経済力が低かったことを示している。

第1回の北海道会は、明治34年10月に開かれ、陸派(民党)が18人、海派(吏党)は17人と、道会は二分された。すでに明治33年には、農産額は水産額を上回るようになっていたが、海派は重い水産税の負担を半額に軽減して農業者との負担を公平にせよといい、陸派は農業に対する保護の充実を主張した。この両者の対立は水産税と反別税の格差をめぐって激化し、「海陸の分裂」という現象を招来、園田長官の裁定で水産税は1割軽減され、国税時代の税率水準にもどった。

陸派の意向に沿う形で明治35年3月,北海道土功組合法(法律12号)が公布され,4月より施行された。北海道土功組合は、関係地区内の地主及び地作農の3分の2以上の同意によって設立され、農業上必要な道路、橋梁、用水、排水、堤堰などを施設維持することを目的とし、これにより大規模な開拓やかんがいが盛んとなった。ここでも、35年12月角田村で設立されたのを始めとし、各地で盛んに設立されていくことは、北海タイムスに報道されている。

明治35年8月の第7回総選挙では、札幌・函館・小樽の3区から初めて各 1人づつが選出された。明治36年3月の第8回総選挙では、3区以外の地域 からも初めて代議士が選出された。このように参政権が整備されるなかで、 明治33年7月、江差・寿都・岩内・余市・増毛・留萌・室蘭・稚内・岩見沢 ・釧路・根室など16町村が北海道1級町村となり、勅令260号により国税徴 収法上の公共団体となり、国税を徴収するようになった。さらに、明治35年 4月には石狩町ほか4町、札幌村ほか55村が北海道1級町村となり、公共団 体となった(勅令55号)。こうして、税務署所在の町村が、紗那を除き、国 税徴収法上の公共団体となることができたのである(北海道の区及び土功組 合も国税徴収法上の公共団体に明治35年4月17日よりなった。勅令139号による。)。

B 税務署全廃論と行政整理

(1) 衆議院多数派を基盤として明治33年10月19日に成立した第 4 次伊藤内閣は、財政行政の整理と増税法律の成立をめざしたが、貴族院の抵抗に会い、詔勅を得、ようやく切り抜けた。このため、財政行政の整理が、一層の重要課題となった。北海道毎日新聞も、財政及行政の整理が伊藤内閣の職分であるとしていた。

この行政整理は、国だけではなく、地方の行政の刷新も唱えられるようになった。明治34年2月22日の「北海道毎日新聞」は、注目すべき事項を2つ紹介しており、これからも繰り返し話題となる。すなわち、(イ)地方に散在せる大蔵農商務等直轄官庁を地方庁に合併。たとえば、税務署は府県の第4課即ち府県税等の取扱をなすものに比すれば却って劣る所がある、により国税取扱いに関する事務を明治21年以前の状態に復して府県税取扱者と同一の官庁に委せる。(中)地方行政組織を変更する。すなわち、現今の府県の区域は交通不便の当時に定めたものであり、狭あいでもあり、中央政府の論旨を奉じて政務を施行するに足るべき人物を得るのは困難。たとえば、数府県を合して地方庁を設ける。これらの考えは、現代でいえば(イ)地方税事務所への税務署の吸収、(中)道州制といったところである。

伊藤首相は、明治18年の改革(すなわち、太政官の廃止と内閣の設置)のとき次の改革をしようとしたという。そして、行政刷新委員会をつくったことがあるという。そこでも、首相は、(イ)省局課署の廃置分合、(中)官庁請負主義(すなわち、局長等に一定の予算で請負わせ、局員の任免をまかせる)を考えている。前者は、大蔵農商務諸省の直轄官署を府県庁に合併する。農商務省を廃止し、農務に関する事務は内務省に併し、商務省工部省を置くものであるという。後者は、いわば事業本部制であり、上部機関の裁量を認めようというものである。前述の記事と軌を同じくする。

もっとも, 内務大臣のネライは, 地方庁の権力が減殺されることを防ぎ,

かつ, 地方官の給与を引きあげることにあったようである。 内相が例にあげているのは, 大林区署, 鉱山監督署である。

これに対応して、地方庁も行政整理を行おうとしており、冗員淘汰と各課の廃合を道庁も検討しており、幹部の打合せの動きも逐一報道されるように なる。なお、行政整理の一方で司法官の処遇が当時問題となっていたことも 事実である。

明治34年度予算が成立した直後、事業の中止繰延の問題が発生する。予算が成立したあと、予算案策定時の見通し以上に状況が厳しいことから、渡辺蔵相から財源を国債募集に求める官設事業の進行を停止し、外債も経済景況が回復するまで見合すべしとの意見が閣議に提出されたが、他の閣僚から猛反対がなされ、事業のくりのべと決せられたようであるが、1月末には政府高官の談として井上伯の例により、事業をくりのべざるをえないことになろうことが明らかになっている。このため、伊藤首相は、帝国議会後本年度財政施用に関し頓に廟議を変せざるを得ざるに至り又将来の経営に處し閣臣間の帰一を欠き統督の責をつくすあたはざる」として辞任した。一連の騒動が、成立したばかりの10年計画に及んだことは、全て地方費を地方に負担させるものとの疑念を、地方にいだかせたようである。ただし、北海道の開拓事業に関しては関係者の努力により実質的影響は軽かった。

(二) 詔勅による増税案の成立、その直後の事業のくりのべ、内閣総辞職と続いた後で成立した桂内閣は、財政政理と行政整理の二大難件を背負っていると、世上うわさされた。桂内閣は増税困難と考えつつ、行政整理に関しては、各省属僚に知らせず取り組もうとした。新聞によれば、行政機関に渉りての整理案は阪谷大蔵総務長官の手に於て立案され、曽根蔵相と平田農相も立案に参与したようである。それだけに、官吏にとって恐怖であったが困難視もされた。

それでも34年9月には案の一部が、新聞に報道される。そこでは、行政事務の改革を計り政務の簡捷を期するとともに、管紀を振粛し、事業を精査し財政上の困難を軽減することを目的としているが、鉄道作業、為替貯金事務

(逓信), 地方土木事務(内務), 鉱山事務, 山林事務, 商工農事務(農商務)などが主な論議の対象となっており, 軍政管理や司法省も視野に入っていた。ただし, その結果としての官吏の増俸が考えられてきていることは従前からのことである。

34年9月27日の臨時閣議において、行政機関の組織の大変更は、数カ月の短期間には計画できないとして徐々に調査することとなり、切迫した予算編成のため、「①政費を増加せざる範囲において計画すること、 ②将来大整理を行ふに対し妨害とならざる程度に於てすること」の二方針がきめられ、これに基づいて予算要求がすすめられることになった。宿論であった司法官及び下級高等官判任官等の増俸は認められたが、政費の節減は230万円内外であり、行政改革も小規模にとどまっている。したがって、準備的なものであり、35年9月を目ざして行政刷振に着手するという決心を示している。

こうした方針については、小刀細工という意見もあった。政友会のなかには、定員に満ちた官省は少くて1~2割を減員して月給を高めても影響は少なく土木監督署・鉱山監督局・林務官・税務管理局などの所管がえを為さなかったのは惜むべき事との意見があったのである。ただこうした各組織の経緯の差は無視されているが、住民からいえば、同じような仕事が国と地方で分担していることは不思議に思えたにちがいない。

こうした国税事務の地方移管がうわさになっているなかで、札幌税務管理局及び札幌税務署は移転新築することになり、34年7月に入札が行われた。34年12月にはほぼ工事がおわり、1月6日~7日にかけて引越した(1階が札幌税務署、2階が札幌税務管理局)。札幌税務署は12月に火事で焼け、仮庁舎にいたのであるから署の再建はやむをえないが、局に関して新聞としては納得しがたかったとみえ、仮に札幌一局になっても大丈夫なように計画してあれば心配なしとの答弁を伝えている。他方、函館は港町であり税関もあり経済の中心であるとして、函館にも局を置くといううわさもあった。こうした噂がたつのは、三税務管理局があり、全国的にみても決して大きいとは言えず、しかも、北海道では、三税務管理局長が併存した(現にいた)期間

は少なく、相互に併任する期間が長かった。中には、池袋秀太郎氏のように三局の局長を併任した人もいたし、勝田主計のように函館税関長と函館税務管理局長を交互に併任(31年11月~33年1月)し、且つその間2カ月間も外国出張した人もいる(別紙3)。とても税務管理局長は注目すべきポストでもなかったのかもしれない。(同様の関係にあった北海道の山林区署は北海道の組織があり、鉱山管理署も廃止された時があった。)しかし、こうした併合説や地方への再移管がうわさされるにしたがって、局長の動静も地方新聞に顔を出すに至った。札幌税務管理局長(4代)大谷順作が転任する際に職員からせん別の記念品をもらった旨の4行行事や、新任の池袋局長が室蘭より汽車で来札し札幌の旅館に入ったこと、さらに9月に池袋局長が管内を巡視したことが報じられるようになった。このように、北海道内においても、税務署の存在が注目されるようになったのであるが、営業税に対する各税務署の対応の功もあるのであろう。

(三) 明治35年度の予算案は、明治34年9月末の臨時閣議で示された方針に基いて各省要求書に基いて作成されたので、一応の行政整理案を土台とし、一方では財政上から事業の繰延べという問題を抱えた。(34年度の鉄道建設費及改良費を35年度で支出するものと仮定し、改めて34年度の繰延額に相当する金額を36年度に繰延べる手法をとっている。)一方、財源も問題となり、(81) (81) (81)

明治35年度の予算編成は、次の方針のもとになされた。すなわち、 ①台湾・北海道の事業計画の拡張は自営によるが、北海道の特別事業に、港湾の改良設備事業を加える。 ②陸海軍は経費の増加を避ける。時勢の必要に応じ財政の許す範囲に於て海軍の実力を増進する。 ②各省は既定の経費に止め、国運進歩上止むを得ぬものは財源の増進に伴い許す範囲内とする。 ②公債5千万円は適当の時期に於て売却し国庫の繰替を償却する。 ③2千百万円の増税収入は、清国事件費、海軍補充及び公債支弁費に充つる。 ②地租増率収入で海軍の実力を増進する。既定経費を抑さえ、公債を償却し、増税収入を中心として海軍の充実を図ることに編成方針はつきよう。

これに対し、最大政党の政友会も海軍の拡張を是認しているものの、他の政費を節約して財源に充て且つ正貨流失の激変を来さない限りで行うことを主張し、あわせて、地租増徴の廃止、事業緊縮を唱え、政費膨張のおそれのある議案すべてに反対し、行財政の整理は、不徹底であると非難している。大隈伯も、艦隊拡張を認めるものの行政整理と税法改正が必要であると主張しており、政府とは財源論と行政整理とで対立することになった。要は地租以外に財源があるか否か、整理が先かという論争の例であった。

第16回帝国議会(会期は明治34年12月7日~35年3月10日)では、いくつかの税法の制定改正があったが、大改正というものは比較的少ないし、政府提案にかかるものは比較的少ない。骨牌税法(法律44号)(政府提出)は、骨牌一組毎に20銭を課し其製造者に対して製造所1ヵ所毎に免許料60銭を徴するもので印紙で徴収することになっている。しかし、衆議院では1ヵ月もの時間を要したのは、わずか30万円ないし50万円しか収入がなく、しかも全部が奢侈品で弊害が生ずるのではないかと言うことであった(原料砂糖輸入関係税との対比もあった)。村田保議員は反対側にたっている。

沖縄県及東京府管内伊豆七島ニ於ケル国税徴集ニ関スル法律(法律23号)が政府提出により成立した。これらの地域において出現してきた滞納者に対し国税徴収法中滞納処分の例により滞納処分を実行しようというものである。同様に国税徴収の手続を整備するため、国税徴収法の一部改正が政府提案によりなされた(法律36号)。国税徴収の優先権を一部抑制したり、相続や共同事業及過誤納などの手続が整備された。他方、「地租ヲ課セサル土地ニ関スル法律案」が政府から関係規定を調整するため提出されたものの、貴族院で第二読会まで行ったが、時間不足で成立しなかった。それまで、単行法で処理されてきたため不充分な規定であり免租とすべき土地もあったため提案されたのに、機未だ熟せず、次の第16回議会でも未了となっている。そのため、明治36年2月に緊急勅令8号「災害地地租延納ニ関スル件」が出された。(同年勅令100号により失効)。

あわせて、開墾鍬下年期、新開免租年期、地価据置年期の延長(34年法律

30号)に対応して、土地台帳の登録税が政府提案によりなされた(35年法律 (8) 8号)。なお、不動産抹消登記にかかる登録税法の改正が塩田忠佐衛門から 提案されたが、他との不均衡を理由に政府は同意していない。

他方,議員提出に関する法律案は、多数成立したのも、この第16回議会の特色である。まず、「課税標準額及び税額計算ニ関スル法律案」は、明治32年法律57号を廃止し、より納税者及び官にとって簡単になるようにしたもので、政府も同意した(法律第22号)。これにより課税の標準額及税額の計算に際し四捨五入を原則として、銭位に丸めることになった。

蟲害地地租特別処分法案(法律25号)及び雹害地地租特別処分法案(法律26号)が議員提出され成立したが、地変に基づく地租の免除に対する議員提出案は条文がよくないとして成立しなかった。

これに対し、営業税法改正は、私設鉄道法により運送を営む者を課税対象とするにとどまらず、各税務管理局所轄内に営業税審査委員会を置くとともに、訴願行政訴訟の途を開くという大改正であるにもかかわらず、議員提出(恒松隆慶外4名)で成された。法律18号として成立したが、何故この法案を政府が提出しなかったか不明であるが、行政裁決及び行政裁判権限法との関係があったのではないかと思われる。ただ、政府委員は、この案では賦課をまたずに訴願・訴訟を起せるので良いことだと答えている。

議員提出で問題となったのは、砂糖消費税との関係であった。砂糖消費税は、明治33年の清国における事変の戦費の財源にあてるため、明治34年3月法律第13号によって課されることになった内地消費の砂糖に課されるものである。この砂糖消費税法により、輸出奨励のため輸出糖類に対して消費税を免除するとともに、消費税を課せられた砂糖又は糖蜜を原料として砂糖、糖水又は酒精を製造したる者は、消費税に相当する金額の下戻を請求することができることとされた。精製糖業者に対する二重課税を、これらの規定によって防止しようとしたのである。しかし製造後にその還付を求むるのは手続を煩雑にさせるものとして、そうしたケースを免税とすべく「砂糖消費税法案」を政府は提出し成立した(法律21号)。この法案は菓子だけでなく、糖

蜜を利用したラム焼酎に対する課税ともからみ、議員の関心を招来した。そ (95) こで、議員から「輸入原料砂糖戻税法案」が提出された。

この輸入原料砂糖戻税法は、内国における精製糖製造事業を奨励するため、その原料として外国より輸入する砂糖に対し納付したる輸入税を下戻しようとするものであるが、政府は内国の砂糖生産地を妨害する(殊に台湾は最も適当である)こと、精製糖は外国に輸出するものでないこと、及糖業の発達を妨害するとして、反対している。結局、議会が押し切る形で、輸入原料砂糖戻税法は法律33号として成立する。この二法案について、ビート産地をかかえて育成を図ってきたところから、北海道でも大いに関心を呼んでいる。畑地の農業の作物としてのビートの重要性を考えると、砂糖に対する課税を抜きにしては考えられなかったからであろう。

こうした一連の議員立法の中で、将来の大正デモクラシーに連がる立法の 試みがいくつかなされるとともに、社会立法の紹介がなされるようになった。 「失業者保護問題」や「貧民救助の根本策」と題する論文が明治34年から35 年にかけて北海道毎日新聞に連載されたし、各新聞に工場法問題及び工場労 働者の保護に関する動きも報道された。そうした動きもあり、「救貧法案」 が衆議院に安藤亀太郎代議士から提出され、委員会に付託されるまでになっ ている。この点でも各府県と北海道はよく似た状態にあったのである。

(四) 明治35年度予算案は、帝国議会での審議を促すための勅令が発せられることもなく、議会を通過した。しかし、財政状況の厳しさはかわりなく、行財政整理は内閣の公約ともなっており、事業のくりのべもなされた。そこで、帝国議会の閉会を待ち、35年3月15日勅令44号でもって、「政務調査委員会官制」が発せられた。政務調査委員会は、内閣総理大臣の指揮監督を承け、諸般の政務に関する事項を調査するものとされ、委員(30人以内)は高等官の中より選ばれた。奥田義人法政局長官・柴田家門内閣書記官長・坂谷芳郎大蔵総務長官が中心となって進められた。他方、北海道庁においても、34年10月以降、調査委員会を開き、その結果としての規則改廃や部課廃合が進められた。北海道地方税についても、地方税調査会が設けられた。こうし

た、いろいろの動きは逐一北海タイムスで報じられている。

明治35年4月の官制改革については、明治35年度予算案の策定に関し合意されたものであるが、不十分と評された。昭和34年9月に示された所謂行政整理の大綱では、地方土木事務・鉱山事務・山村事務について管掌務の改正が行われ、局課廃合や冗員淘汰に伴い定員の減少もみられた。大蔵省でも、1518人(うち税務管理局1435人)減員となり(増員なし)、本省官制も改正され、税務管理局の組織権限が改正されている。札幌税務管理局では、35年の2月に所得金高申告や酒類製造場移転申告など多くの項目についての申告申請について、口頭又は電話でよいと改めたことが、新聞紙上で報じられている。しかし、事の重要なものは当該官吏の録取事項を聞きとり当事者において署名捺印しておかねば他日の誤謬を防ぎ相互の便宜なるべしとされているし、現代でも書面事項(要式行為)となっているのが多い。札幌税務管理局だけでやったことではないと思われるが、あまり実効は上らなかったはずである。手続の整備を認識したうえのことではなく、なおさらのことであったろう。

(五) 税務調査委員会は、各省の実情を調査し案を作成し、明治35年秋の予算閣議に向けて作業を重ねた。この間、8月10日の第7回総選挙(北海道内初の衆議院議員選挙でもある。)に、日本中の関心が集中した。そのほか、(イ)1月に調印された日英同盟協約、(ロ)コレラの流行、(イ)北海道では陸軍用地の払下げをめぐるスキャンダルと矢村給与地の課税に、それぞれ新聞が埋めつくされたといっても過言ではない。しかし、その間でも検討作業が進められており、北海道庁の検討作業(地方税のあり方の検討を含む。)も逐一報道された。

行政整理・財政整理は、予算編成時期の到来と衆議院議員選挙の終了を待って、再び表舞台に登場する。明治35年8月23日付の北海タイムスは、「税務署は全廃か」(別紙7)と題する一文を載せた。その記事は、奥田長官の調製した行政整理案には税務管理局及税務署を廃止し其事務を各府県に於て取り扱わせることを含んでいる由であるが、もともと税務署及鉱山監督署等

の事務を府県に扱わしむることが検討されていたが、蔵相が税務をすべて大 蔵省の直轄にすることを主張したため、大蔵直轄となったのであり、これを 受け他の大臣がまねたものである。蔵相が税務の移管に反対しては行政整理 を実行することができないので蔵相が自ら税務署及税務管理局の廃止を実行 するやもしれないとするものである。

この奥田長官の行政整理案というのは、明治36年2月4日付「読売新聞 (東京)」に掲載された「所謂奥田案」のことと思われる(別紙6)。これは 時事新報からの転載という形をとっているが、ほぼまちがいはあるまい。こ の奥田案は、大略次のような内容・構成となっている。

- 1 官制の統一を図ること
 - 1 内閣に完全な統一機関を新設し之に左の職務権限を付与すること。
 - 2 止むを得ざるものを除く外特別の官職、特別の官衙を廃止又は合併 すること
 - (甲)特別の官衙にして廃止又分合すべきもの
 - (乙)特別の官職にして廃止又は合併すべきもの。
 - 3 各省直轄の地方官衙の事務にして左に掲ぐるものは之を地方庁に移 すこと(この中に、大林区署、鉱山監督署、土木監督署と並んで税務 管理局の事務などが含まれている)。
 - 4 台湾総督府及び北海道庁を内務省より分離し、内閣直轄とすること。
 - 5 事務の分配を整え、其繁簡を検覈して職員の配置を一新すること (定員改正)
- 二 地方政務の刷新を図ること
 - 1 地方官の職権を拡張し職員の責任を重からしむること
 - 2 地方官の待遇を高むること
 - 3 地方巡察制度に関すること
 - 4 地方警察官署(市制施行地を除く)を廃止し、その事務を郡長の職権内に移すこと
 - 5 公共団体の組織に関すること

- 6 府県税市町村税等之が徴収方法に関し、必要な改正を行うこと
- 7 地方団体会計規定を一新してその監督を厳にし、殊に起債に関する制限を厳にすること
- 三 司法制度を改革すること(略)
- 四 教育制度を改正し、将来施設の方針を定むること(略)
- 五 軍務に関し必要なる改正を行なうこと(略)(この中に、帷幄上奏の 幣を防ぐこと、大臣・次官の文官制を含む)。
- 六 官吏に関する制規を改正すること(略)
- 七 行政諸法規を改正すること(略)
- 八 政費の節約を図ること(略)(この中に ①行政各部の経常費に定額 を設け、天災地変その非常の事由あるに非ざれば一定の期間変更を許さ ないこと ②諸官衙の地所建物等の売却と中央官衙の集中を含む)。

これによれば、税務管理局の事務の地方移転が入っており、税務署が地方に戻ることが暗示されている。これと並行して、大林区署・鉱山監督署・土木監督署といった話題になってきた各官庁もすべて対象にあげられている。 大蔵省系統では他に税関・専売支局も対象となっており、大蔵省は直轄の出先を失う案となっている。軍の予算編成を他省と同様にするよう求めていることは、今後重要課題となるし、経常費のくりこしは今でも要求されているところである。

そのほか,現代の数次にわたる臨時行政調査会でもとりあげられた項目を すべて包含し,また,陸海軍大臣の武官制もとりあげられており,これまで の行政組織の問題点がすべて掲げられている。

この案を、北海道毎日新聞及北海タイムスが、中央紙に先立ってとりあげてきたわけで、この新聞が政友会系であるとしても先見性があったといえよう。政友会総裁の伊藤博文は、行政整理を古くから唱え、小さな中央政府と大きな地方政府という考えを唱えてきた。北海道の新聞にその先見性を主張させたのは、(イ)北海道の行政が道庁に委ねられ、(中)北海道の税務行政組織の

規模が小さい上に、地方に徴収を委託している国税が多く、且つ、水産物営業人組合という別組織があり税務署の機能を営んでいることがあったのである。そうした影のうすい組織のトップが、兼任していることも、目立つ一因となった。

この奥田案は、各省庁の反発を受け、ついに奥田長官は35年9月25日辞任 (105) する。そして、平田農相案といわれる3百万円削減説がとられるが、師団の 縮減と府県の合併を内容とする案を蔵相も提案している。この論議の中で陸 軍と大蔵省が奥田案に強烈に反対し、そのことから奥田が辞任したことが伊藤巳代治の伊藤博文あて書簡で明らかになっている。

とにかく,この中でも税務署は全廃をまぬがれたが,予断を許さぬ状態にあることにかわりは無い。社会の関心は,地租の増徴の継続と海軍拡張に集中する。ロシア及満州での緊張は国民は十分に理解していることは,北海タイムスの記事及読売新聞(東京)の論説でも明らかにされている。

財源として、日清戦後の増徴は5年間の期限付であり、政府は継続しようとしていた。北海タイムスは地租を継続しても各省継続の新事業の半ばは実行できないとする見解に重点を置いて紹介している。これに対し、読売新聞は、懇に財政の現況を弁明し、事情やむを得ず、遂に背かざるを得ざるの実際あるを国民に明示し切に寛容を乞ふは誠実なる為政者の徳義であり、国民も納税の痛苦を忍ぶべしとする。さらに、「減租よりも大なるものあり」とする論説は、むしろ興農策による増収を主張したもので、地租論よりも農事改良が大事とする農務局長の談話をあわせて紹介している。そして、9月末には地租継続案が提出されることが内定される(正式決定は10月28日)が、政府は内定した行政整理案は第1期であり、漸を追ひ第二期、第三期の整理をなすべしと政府当局は説明し、一木法政局長官が主査となって検討が続けられた。もっとも、読売新聞の9月27日論説は、行政整理の前途に悲観的である。

こうした中で、35年9月15日に札幌税務管理局長兼根室税務管理局長に新 しく楠正篤司税官が任命されたことが、中央紙で報じられ、その着任を待っ て、「新任楠局長の談話」が北海タイムスに25行ものスペースで掲載される (114) ようになった。それだけ、税務管理局長の動静が注目されるようになったことを示している。明治34年11月の函館税務管理局長の交代の記事は、わずか 数行のものであったのに比して、扱いの差の違いは大きい。

(六) 地租増徴継続及海軍拡張の二大問題法案が10月28日閣議決定され提出に決定されたのに対し、予断厳しく、政府は反対派を抑えるべく海軍艦艇の建造数を減らして整理論を実行するとともに、商工業を発展させるため日清銀行の設立及商品陳列所の設置を行おうと企画しているが、桂首相の説明に対し、伊藤博文は、拡張について在来財政の範囲内にてなし得ざるべきがともらし、他は追って熟考すべしとするのみであったといい、そこからは伊藤博文の考えは不鮮明である。

その直後の11月5日,新しい官制が発せられ(勅令241号),税務監督局長が任命された。松本・新潟両管理局が合併して長野税務管理局となり,郡山・青森・松山・那覇が廃止された。このほか,北海道では三税務管理局は併合され,札幌税務監督局一局となった。こうして局は17局となり,署も513署となった。官制改正の電報に接した楠税務管理局長(新しい税務監督局長に横すべり)は当時に函館出張中であり,一時帰札のうえ,事務引継のため再び函館・根室に出張したほどで,急な発令だったのである。処務細則の改正も間に合わず,異動も暫定的で発令も遅れた。すなわち,官制と分課規定に反せざる限りにおいて従来の處務細則を準用し,これにより処理することができないものは一々主務省に電報で伺い,指令の趣旨を各税務署に電報してなるべく民間に影響を及ぼさないよう訓示された。

道内の税務管理局在勤者は常に欠員がちであったが、判任官には制度改正の影響はなかった。函館・根室の在勤者はさしあたり函館税務署及び根室税務署在勤を命ずとの辞令が出された。札幌税務監督局及び管内税務署の在勤者(現員)は、税務属120人、技手8人となり、函館は属19人、技手1人で1位。根室は属11人、技手1人。小樽でも属11人、最小は紗那の2人。ついで、松前・増毛が3人であったので、署としての実態に乏しいところが多か

った(なお、地価問題の舞台となり滝川署を後に分割する空知署でも、明治39年3月1日現在の定員は、12人にすぎなかった)。根室・函館の署員は後日欠員のある他署や監督局への異動が行われた。さらに、札幌税務監督局管内のうち、函館署及び札幌署のみが署長には税務官があてられ、函館・小樽・札幌・増毛・根室の5署の他は従来のままとされたが、異動が少し遅れたものもある。庁舎・宿舎の整備は財政事情もあり、本年は、寿都・檜山両署の庁舎その他二、三の官署を新築し次に小樽庁舎の新築に着手するにとどま(120)った。このとき、かっての経済の中心であった檜山署ですら借上庁舎であった。

一方,これまで税務管理局長においてなしつつあった事務の大部分が税務署長にうつり、科料処分も税務署において為すこととなるなど、税務署長の権限責任が拡大した。また所得税よりも重要であった営業税について、明治36年1月より営業者の申告の有無にかかわらず、所得税と均しく税務署に於て調査算定し賦課することになったので、異議申立を処理するため税務監督局に営業税審査委員会が設置されることになった。その背景には無申告、過少申告の横行が存在している。そして、札幌税務監督局の定員は雇員58名を含め227人となり、三税務管理局の発足時(局24名、署28名、計52名)に比し、大幅に職員数が増加したのである。ただし、全国でみた場合、奏任が監督局(局長・事務官)77人、税務署(署長・税務官)75人・計152人、判任は監督局(税務属)400人、税務署(税務属)4514人、計4914人、技手(局・署計)300人、総計5366人と、税務管理局発足時に比し20人の増加にとどまっている。北海道の局署の事務量が増加したことを示している。

なお、日露戦争の開戦直後の明治37年4月にも税務署の統廃合定員変更があった。これは日露戦争に伴う財源の需要に対応して「非常特別税法」が制定されたことに伴い、36年に立案された監督局・税務署の減員計画を、新たに生じた増員の必要と相殺して行なわれ、税務署は20署が廃止され、局署差引4名増となり戦前最小の493署となり、署の職員も4633名となった。北海道では、松前署が函館署に、岩内署が小樽署に、紗那署が根室署にそれぞれ

廃止吸収され、また、札幌税務監督局管内の職員は奏任 4 名、判任官136名、見習 2 名、雇員59名計201名になった。こうして、その後も行政整理がつづいたことがうかがわれるのである。これらの新官制によって、局は直税・間税・徴収・庶務の 4 課制から直税・間税・経理・鑑定の 4 部制にかわり、署は徴収・直税・間税の三係制から直税・間税・庶務の三課制にかわり、このほか署にも鑑定課を置くことができることになった。こうして、局署の体制が整備されることになり、この体制は大正11年の改正にまでつづくが、札幌局管内の署のなかには、署長のほか、課長 1 名しかいない署もあった。

こうした税務行政組織の大改正について、「明治財政史」第1巻は、分掌規定や局の管轄表を中心に記するのみであり、「明治大正財政史」も同様である。この点、「税務署70年のあゆみ」は、「税務機構が府県収税部時代の惰性を残していた管理局時代を脱して、制度的に成長していた一時期を画するもの」と評したうえ、「この改革は、事務の重複を避けてその簡易敏速化を図るとともに、税務監督局が税務署の執行する徴税事務を監督し、その事績を厳格に調査して、中央の意向を地方に具体化し、不正を防止することに努める等、一層組織的な事務の執行を目的として行われたもの」と説明している。たしかに、国内経済の進展と民間企業の伸長がみられるなかで、府県収税部(北海道は財務部)が惰性による事務運営(保守的な事務運営)を続け、時代に適合しない面があったことは確かであるが、行政整理のことは言及されていない。いずれにせよ、税務監督局は行政監督を、税務署は処分執行を分担するという画期的な体制が築かれたのである。

ただ、明治35年7月10日に大蔵大臣から内閣総理大臣へ提出された「所管事務整理ニ関スル意見書(勅令案21件が付されている)」によれば、税務管理局は、「税法執行機関」としての役割を実際に果すことができず、「監督機関タルニ止マルノ状況」にあり、「税務署カ真ノ執行機関トナ」っている。このため「責任ノ属スル所」が分明していない。そこで、「徴税ノ事」「直接人民ノ利害ニ影響スルコト多キニ依リ之カ執行機関トシテハ納税者カ最モ便利ヲ感スル所ノ現在ノ税務署ヲシテ専ラ之ニ当ラシメ税務管理局ハ1層其管

轄区域ヲ広メ純然タル監督機関ト為」し、「経費ヲ省キ且税法の執行ノ画ーヲ期スル」のが利であり、それにより経費ヲ節シ事務の敏捷ヲ計ル」としている。この意見書に附された「税務管理局税務署統合ニ関スル経費増減調」には、①25税務管理局を18税務監督局へ改組、②9税務署の統廃合、③税務支署・司税官の廃止、④奏任税務署長・奏任監督官の設置、税務属・技手の一部減、④4万円余の経費減があげられている。この仕組みが政務調査委員の協議で一部修正され、勅令241号・242号となったわけである。

これにより新潟税関が廃止され、40ヵ所あった専売支局も20支局に統廃合されたほか、25ヵ所あった税務管理局が18ヵ所の税務監督局に改組されたわけである。行財政整理により36年度予算では数十万円の節減をみる計算で(130)あり、大蔵関係の経費節約はそれなりに大きかったと言えないこともない。税務の直轄を維持したことを除けばの話であるが。

税務署とならんで論議の対象となった林区署も大巾に削減されているが、軍に関する予算も経理関係が一部改正された程度であり、海軍拡張が計画されているほか、鉄道建設事業は依然として続けられている。司法界も裁判官の増俸問題がくすぶっていたが、35年度に実行されたほか、ごくわずかの定員削減にとどまっている。司法官の身分保証という壁は、明治時代でも高かったことがしのばれる。

(五) 税務管理局時代の経済と税務行政

---まとめにかえて---

(1) 北海道に、札幌・函館・根室の三税務管理局が設置されたのは、明 治30年4月から35年10月までの短期間であったが、いろいろの変化にも富ん でいた。日清戦争後の三国干渉を受け、「臥薪嘗胆」が全国に唱えられた際、 北海道でも同様の動きがみられた。

当時,北海道にも徴兵令が施行され,兵役の義務も他府県並となった。明治32年から33年にかけての税制改革に際しても,ほぼ同様に増税され,所得税法も他府県と同様に適用されるようになった(酒造税則は明治22年9月に税納を全道に施行している)。臣民の重要な義務が他府県並となれば,それ

に伴う扱いを要求するのは当然の流れであり、国及び地方議会への要求が高まることになったのも当然である。租税法律主義、いな、法治主義も、過去の形成史をみる限り租税の歴史であり、北海道において強く出現したと言っても、過言ではない。北海道で税務署の置かれた地域も、国税徴収法上の公共団体となり、自ら国税の徴収を行う義務を負う団体として、しっかりした団体となった。

府県の地租は地方の公共団体に徴収が委託されていたが、北海道では北海道水産税が府県の地租と同じ基幹税の地位にあったものの、水産物営業人組合がその徴収にあたっており、事実上の税務署というべき地位にあった。この北海道水産税は、参政権獲得運動のなかで、北海道地方費の財源として、明治34年地方税となり、水産物営業人組合は水産税区となり、地方の行財政に貢献することになった。ただ、北海道水産税は、農業開発を優先させようとする陸派と、漁業に対する負担を軽減させようとする海派という2グループの間の争点となったことは、時の流れといえよう。とにかく北海道における国税の機構は、これによって簡素化された。

明治30年に北海道において税務署が設置されたときは16税務署であったが、開拓の進行に伴って、上川・河西の二税務署が設置された。29年の税務管理局設置時には全国で504署(当然、北海道はゼロ)であったが、税務監督局設置時には513署(うち、北海道は18署、他府県は495署)となったことにより、北海道における二税務署の増設は目立つのである。

(2) 北海道の主産業は、長い間、ニシン及鮭を中心とする漁業であり、そこからの税収――すなわち、北海道水産税の収入――が農業開拓に投資されてきたといっても過言ではなかった。ニシンと鮭は、日清戦争頃(すなわち、税務管理局設置直前)頃より減少し、かわりに、イカと鱈が増加したのに対応して、鮭鱒の保護事業や水産試験場設置が行われた。ついに、明治33年には、産業部門別生産価額において、農産物が水産物を越えたし、工業が急速に進歩し、林業も活況を見せるようになった。

明治30年に、北海道国有未開地処分法が公布され、土地払下げが急速に進

められた。この法律によれば、開墾・牧畜・植樹用の土地は無償で貸付られ、成功(成功期間は最大10年)後は無償付与され、20年間地租及び地方税が免除された。このような長期の免租機関は他にも認められていたし、もともと北海道の課税標準たる地価は極めて低かったこともあり、開拓が進み、有租地が増加(別紙11)しても、免租地、除租地が圧倒的である限り、租税収入は増えなかった。法定地価を課税標準とする地租は宿命的に増加しにくいが、北海道は特にその宿命が明らかに表われたのである。明治30年から20年経過した時が大正6年であり、地価問題が起きる所以がまさに生じた時期が、税務管理局時代であった。

その間,所得税と間税が地租の低下を補うことになる。北海道では,明治32年改正により所得税法が全面適用がなされても,ウェイトは低かった。明治33年7月に行われた所得税の調査はきわめて短期間で終了する状態(上川署は7月25日から27日の延べ3日間,補河署は7月15日から19日の延べ5日間)であり,明治34年度の税務管理局別所得税額は,根室税務管理局が最低,函館税務管理局が下から2番目であり,3局で松本税務管理局(山梨県及び長野県を管轄する。)の所得税収と同程度にすぎなかった。(ただし,沖縄は未施行)。明治34年度の実収を府県別にみても,北海道全体で愛知県と同クラスであり,函館局は滋賀・山梨県下と同クラスであり,根室局は宮崎県より低かったので,三税務管理局が併合されるのは当然であった。

とはいっても、北海道内でも所得税の納税義務があると認められる者を召喚している。また、所得税調査委員選挙人選挙会の激しさは、他府県と同様であり、全国と同様に北海道内の各税務署長は大変だったと思われる。所得調査委員会の沿革と運営については、大村魏氏の論文に委ねるが、各税務署長が運営に苦労していることは、残された資料にも詳しい。

各税務署は、所得税及営業税の申告に苦しむだけでなく、滞納処分に苦しんでいることは、この期間の新聞に多くの記事が散見していることからも、 うかがわれる。このことは、国税だけでなく、地方税においてもみられる。 地方当局も税務署と同じ試みをしていることは、この時期の新聞からも見ら れるところである。たとえば、明治35年8月に大蔵省は滯納処分励行の内訓をだしている。この中で督促の励行を期するとともに、督促方法を厳重にして滯納期間の長いものは短縮して万一督促に応じない者に対しては直ちに滯納処分を遂行する等厳重に相当の措置をするとともに、督促令状の執行令状を示している。この通牒には、滯納処分の適切厳重な実施ということが、この当時でも示されている。それを受けて、札幌税務署長は、徴税を改良するための意見を徴して支庁及各区町村戸長役場と協議し納税者の利便を計ろうとしている。この中では、納税のための金銭物品等の蓄積や日割を定めた吏員の出張という後日にも採用されている方法が打出されている。

また、国税については滞納人員は税務管理局時代を通じて低下していくが、地方税の滞納人員は大幅に増加している(別紙10)。そのなかでも、水産税は国税時代より滞納者が増加していること、及び地方税としての営業税の滞納が多いことが目立つ。

(3) それまでに、全国計で地租は第1位の座を酒税に譲っていたし、北海道では、酒税がトップにあった(明治34年に北海道水産税が北海道地方税に移行した)。そこで、いくつかの税について言及することとするが、まず有租地・免租地のことについて、ふれることにしよう。毎年のように有租地の統計は報道されており、それを読むと札幌税務管理局管内でも有租地が増加し、地租金も増加している。しかし、免租地や各種の除租地、低価地が多数存在していることにはかわりがない。

さて、札幌麦酒㈱のビールは、年々生産が増加し、全国第4位となっている。したがって、麦酒税法に全国で反対運動がおきた際、北海道でも反対運動がなされた。

一方,旭川に酒精醸造工場を新設する計画がたてられ,馬鈴薯製酒精研究の結果も報道された。国内で馬鈴薯その他の作物を原料として酒精をつくるよりも外国より輸入した原料を使用した方が,税を含めたコストが高いので,精精の発達が妨げられているとの不満が強く,かつ明らかにされはじめた。そして,酒税の増税が議論される中で,酒の飲みすぎによる害をさけるため,

国民の健康を守るため,種類の製造販売の取締法の制定を求める主張がなされる一方,醸造試験所が新設されるなど,酒税も転機を迎えていた。これらの動きについて,北海道でも詳しく報道されていたが,酒類の製造量はそれほど増加せず,したがって,税収もそれほど上っていなかった。そして,昭和50年代になって,札幌国税局があらためて「馬鈴薯焼酎」を奨励するほど,馬鈴薯酒精は発展しなかった。北海道内のいくつかの地域で,優秀な酒精をつくろうとする試みはつづけられてはいたが,まだ十分な実を結ぶに至っていなかったのである。

(4) 税務管理局時代の税務行政組織をみてくると、国の直轄系統の組織でありながら、小規模であり、管理局と職務及び責任の分担が必ずしも明確ではなかった。いくつかの事務を地方団体に委嘱していることを考えると、税務行政組織の再編に遭遇することとなるのは必然であった。

それを具体的にさせたのは、日清戦役から日露戦争という時代であり、そのための財源調達であった。現代でも財源の調達の一環として増税が俎上に上るとき、行政整理が必らずといっていい程話題に上ると同様に、このときも話題に上った。

税務行政組織のあり方が話題に上るとき、北海道の地元新聞が本稿で何回も引用したように取りあげているのは、税と参政権の関係を示すとともに、いくつかの事情が結びついていたのである。まず、①「北海道毎日新聞」(のちに「北海タイムス」と改称)が政友会系の新聞であり、伊藤博文の考え方をよく伝えたことがある。伊藤博文は政界の実力者であるが、当時の政治のあり方に必らずしも満足してはいなかったようである。政友会の活動をしながら、新聞で報道させようとしたところ、北海道の新聞が忠実に期待どおり実行したといえないこともない。②北海道庁は、他の府県以上に規模があり、組織も整い、伝統的に中央何するものぞという向きがあり、新しい試みを為しうる土壌にあった。その中で、税務署をモデルに各省が自ら直轄組織をつくりつつも規模が小さかった。税務署においては、実質的な税務署であった水産物営業人組合が別にあり、規模も小さく、いろいろの事務が他府

県と同様に地方当局にも委託されていたので、北海道庁が矢面に立ってしま ったと言えよう。③しかも,軍役及び納税という住民の大義務が北海道にも 完全に適用になってくると、参政権の要求が強くなるのは、西洋の例をみて も明らかである。北海道に地方議会をつくること,及び北海道から帝国議会 の議員を選出することの要求を引きおこすことになったのは、自然である。 しかも、当時の地元の有力者が漁業家と大地主であれば、それに絡む要求を 打ち出すのは当然のことであり、北海道水産税の改廃を要求することと、開 拓促進と地租増徴反対への動きと結びつくのも自然の流れといえよう。こう して、北海道水産税移管、北海道国有土地処分法、開拓十ヵ年計画と結びつ きながら、税務管理局から税務監督局への改組がなされたのである。

最後に,当時の国民は税について,どう考えていたのだろうかと,考えさ せる論説が「読売新聞(東京)」の「国民教育の振興と地租問題(上・下)」 等である。これらの論説は、国民教育の必要に対する朝野の醒覚は、財政整 理・行政整理より国家の前途にとり遙に重大にして喜ばしい。義務の年限の 延長が必要であり、そのための経費の調達も可能である。地租を復旧しなく ても教育費の負担が減少すれば同一である。政府は両政の整理の意があれば 可能であり、百年の大計に着手すべきであるとする。すなわち、地租の復旧 よりも国民教育の振興をと主張するわけであり、国民が社会の経費を負担し ようという意識に乏しい。また、この直前にも、「読売新聞(東京)」は、3 回にわたる論説の中で、官民共に財政のやりくり算段のみに熱中するよりも、 日本の国光を利用して世界の財のうを吸収すべしとしている。社会の財源を どうするかの意識は十分ではないかが,国民が何とかしようという意識の方 が先にあったということが、この記事でも認めることができる。しかし、こ の風潮は現代にも認められることであり、明治中期に限ることではない。以 下においても,税務行政組織の変遷をたどりながら,こうした風潮がいかに 変化していくか眺めていくこととする。

(1) 「明治大正財政史」第1巻166~172頁。

- (2) 拙稿,「比較法制研究」第18号所収参照。
- (3)「帝国議会衆議院委員会議録」明治篇14-99~101頁。
- (4)「新北海道史年表」278頁。
- (5)「新北海道史年表 | 282頁。
- (6) 「新北海道史年表」288~290頁。「帝国議会衆議院議事速記録」3-263~264 頁。高津仲次郎提出の「北海道議会法律案」は明治24年12月18日に第1 読会にか けられたものの、条文が朗読されただけで予算案審議にかわり、12月25日には衆 議院が解散されてしまう。

なお、明治24年1月に提出された「北海道ニ地方議会ヲ設クル建議案」は、まったく審議されなかった。「帝国議会衆議院議事速記録」1-347、同2-1014、1019~1025頁。

- (7) 「新北海道史年表 | 300~304頁。
- (8) 「新北海道史年表」302頁。「帝国議会衆議院議事速記録」7-118~129頁。 明治26年12月8日に第1読会が開かれ、同法案は委員に付託されることになった が、12月29日から翌月11日までの停会中の12月に解散されてしまう。
- (9) 「明治財政史」第1巻424~429頁。榎本守恵・君尹彦「北海道の歴史」186頁。 「法令全書」(以下,「全書」という。)30年3-268~347頁,32年4-600~609頁, 明治33年3-62~71頁,明治33年5-310~312,同明治32年6-710頁,同明治 35年2-61~80頁。
- (10) 「北海タイムス」昭和34年10月23日付,「2級町村制の実施期」。
- (11) 「公文雜纂」明治30年巻34、貴乙10(国立公文書館蔵)。
- (12) 「新北海道史年表」316~320頁。
- (13) 「帝国議会衆議院議事速記録」13-206~211頁。
- (14) 「北海道毎日新聞」明治31年10月5日付。
- (15) 「北海道毎日新聞」明治31年5月17日付~5月21日付。
- (16) 「新北海道史年表」326頁。
- (17) 「北海道毎日新聞」明治31年12月13日付及び12月29日付。「公文雑纂」明治32 巻34-雑乙4。
- (18) 「新北海道史年表」328頁。「帝国議会衆議院議事速記録」15-492~493頁。 「帝国議会貴族院議事速記録」15-480頁,561~563頁。特別委員会は1回で否決 されていたが,第2読会では村田保議員(北海道水産税則制定時の元老院議官) より、明治33年より廃止するように修正の意見がだされたうえで否決された。
- (19) 「帝国議会貴族院議事速記録」16-416頁及531~533頁。「帝国議会衆議院議事速記録」16-267頁,322頁,403~406頁。「帝国議会衆議院委員会議録」明治篇16-83~86頁。

なお、明治32年9月21日には、札幌区で開かれた全道漁業者大会は、水産税全 廃の方法を協議している。「新北海道史年表」330頁。

- (20) 「帝国議会貴族院議事速記録」16-416頁。
- (21) 「帝国議会貴族院議事速記録」16-533頁。

- (22) 「帝国議会貴族院議事凍記録 | 16-531~532頁。
- (23) 北海道毎日新聞「現行水産税全廃運動に就て一言す」西野才太郎 明治33年 1月17日付。北海道毎日新聞「北海道水産税則廃止法律案議事」明治33年2月7 日付。
- (24) 「水産税全廃上京委員の報告」北海道毎日新聞 明治33年6月20日。もっと も正式の委員は2人であり、1名は嘱託員という肩書になっている。
- (25) 「水産税廃止に就て当局者の意向」北海道毎日新聞 明治33年2月7日付。すでに園田長官は水産税を地方税として改正するよう上申している(「園田長官の水産税則廃止反対意見」北海道毎日新聞 明治33年2月4日付)。それによれば、(イ)水産税は内地の漁業採薬税同様のもので、組織上地方税に属すべきものも国税として納入するのもやむをえないこと、(ロ)水産税則施行後は水産事業の発達を害していることはないこと、(ケ)北海道の税源が薄く本税によらなければならないこと、を理由として、時宜に適しないものは改正すべしとする。同日付の北海道毎日新聞は、北海道地方税が徴税費及手数を要し税務全般のびん乱を来していることから、北海道地方税を廃止し、労力費用を間税の整理等に用い、地方費に財源をゆずることを大蔵省及び管理局は決定したという(「北海道地方税の全廃」「北海道地方税則廃止の事」)。この段階には、大蔵省及税務管理局も、将来的には北海道水産税を手放すという意向を固めていることをうかがうことができる。
- (26) 榎本守恵「北海道の歴史」283頁。
- (27) 「新北海道史年表」330頁。
- (28) 北海道毎日新聞「十年計画と内務大蔵」明治33年1月14日付。「新北海道史年表」332頁。「帝国議会衆議院委員会議録」明治篇14-99~104頁,とくに99~101頁。
- (29) 「全書」明治33年3-62~71頁。
- (30) 「全書」明治33年5-310~312頁。
- (31) 「全書」明治33年 2 193~212頁。 しかし、貴族院は両院協議会での成案に対し、強い反対を示さなかった。「帝 国議会貴族院議事速記録」17~332~346頁、610~634頁、724~727頁。「帝国議 会衆議院議事速記録」16-152~192頁、272~313頁、704~712頁。
- (32) 「全書」明治32年-10,570頁。

もっとも前号51~52頁で引用した「北海道毎日新聞」明治32年1月22日付によれば、所得税法は、漁業家にはまず関係ないとしている。

なお、明治34年内務省告示第25号は、北海道地方税の中に水産税を含めているので、同第26号が直接税をのぞいていることとあわせ考えると、直接税との中間ともいえる。

- (33) 「全書」明治33年3-100~102頁。
- (34) 「全書」明治33年3-59頁,同3-310頁。
- (35) 「明治財政史」第1巻424頁及第6編158頁。
- (36) 「新北海道史年表」334頁。

- (37) 「北海道毎日新聞」明治33年5月22日付「十年計画に関する談話」。
- (38) 北海道毎日新聞の明治33年に次のように逐一報道されている。
 - 6月5日 「地方費歳入見込額」
 - 6月7日 「普通行政費」「十年計画の拓殖費」
 - 9月5日 「十年計画案の比較案」
 - 11月10日 「十年計画の費額について」
 - 11月16日及17日 「十年計画と地方費額」
 - 12月13日及び14日~16日 「所謂十年計画の内容」
- (39) もっとも、明治34年3月23日付「北海道毎日新聞」は、2月19日の中央新聞の記事を「北海道十年計画」と題し紹介している。それによれば、北海道の経営開拓を怠るは日本国民の一大恥辱であり、10年計画を善く修正してその計画を完成せしれるは帝国議会の責任であると論じている。
- (40) 修正は,「帝国議会衆議院委員会議録」明治篇17-193~195頁の部分のみである。このときの予算委員会で十年計画について直接質問したのは,明治篇17-67~68頁(加藤政之),同17-105~107頁(野田卯太郎)ぐらいのものである。
- (41) 「帝国議会貴族院議事速記録 | 18-264頁。
- (42) 「帝国議会衆議院議事速記録」18-247~257頁。
- (43) 「北海道毎日新聞」明治34年3月10日付。そのほか3月23日付には「予算不成立と10年計画」という記事,また1月20日付には「地方制度法律案と継続費」という記事もある。
- (44) 「明治大正財政史」第1巻172頁。「帝国議会貴族院議事速記録」18-125頁。
- (45) 「北海道毎日新聞」明治34年2月2日付,「伊藤総裁演説」。
- (46) 「北海道毎日新聞」明治34年2月23日付「衆議院」。これによれば各増税案は 特別委員長報告をうけ、一気に1日で可決した。
- (47) 「北海道毎日新聞」明治34年3月1日付「増税案反対と貴族院」,同2月23日 付「貴族院予算案増税案」。「帝国議会貴族院議事速記録」18-107~123頁。
- (48) 明治34年3月14日付「北海道毎日新聞」「帝国議会貴族院議事速記録」18-125~126頁。
- (49)「帝国議会貴族院議事速記録」18-127~133頁。増税8法案がわずか45分で可決された。
- (50) 「北海道毎日新聞」明治34年2月27日付「全国管理局長会議」。
- (51) 「帝国議会貴族院議事速記録」18-188~192頁, 261~275頁。
- (52) 水産税に関する新聞記事は、枚挙にいとまがないが、3ヵ月間の動きの代表 例を別紙2に掲げた。
- (53) 「北海道毎日新聞」明治34年4月24日付,このシリーズには,「昔男」という 氏名があるが,誰か不明である。
- (54) 「明治財政史」 1 巻424頁。
- (55) 明治34年3月31日の勅令19号,20号は、北海道区制及北海道1級町村制の選挙権について、北海道水産税を直接国税と同じように扱っている。「全書」明治

34年-2.35~39頁。

「北海道毎日新聞」明治34年3月9日付「水産税と選挙資格」には、早晩問題を引きおこすことを当局も留意しているとする。

- (56) 「北海道毎日新聞」明治34年3月20日付,「北海道水産税の性質」。
- (57) 榎本守恵・君尹彦「北海道の歴史」187頁。「選挙区の人口と選出議員の割合」及「全道選挙有権者調査」については「北海道毎日新聞」明治34年3月30日付を参照。
- (58) 「北海道毎日新聞」明治34年11月12日付「海陸の分裂」。
- (59) 拙稿「北海道水産税史」。榎本守恵・君尹彦「北海道の歴史」187頁。
- (60) 「北海道毎日新聞」明治34年3月20日付,「札幌より」。
- (61) 「北海道毎日新聞」明治34年3月22日付「地方行政刷振」。
- (62) 「北海道毎日新聞」明治34年2月23日付「官庁請負主義」。
- (63) 「北海道毎日新聞」明治34年2月23日付「末松内相の述懐談」。
- (64) 「北海道毎日新聞」明治34年3月4日付「行政整理の実行期」。この結果,4 月10日勅令47号で北海道庁官制が改正され,三部制から四部制になっている。そ の後,勅令97号でも北海道庁官制がさらに改正されている。
- (65) 「北海道毎日新聞」明治34年2月27日付「司法官増俸問題に対する遺外法官の大決心」, 同明治34年3月2日付「司法官の意見書」。
- (66) 「北海道毎日新聞」明治34年5月7日付,「財政意見衝突要点」,同1月27日 「政府事業繰延」。
- (67) 「北海道毎日新聞」明治34年5月7日付の「首相辞表奉呈」及びこれに関する一連の記事。渡辺蔵相が伊藤侯に送った書面も同紙に掲載されており、財政整理意見は国家の破産を未然に救済すべき唯一の策であり首相も同意したとしているが、必ずしもそうでなかった。この蔵相の手紙は伊藤博文関係文書研究会編「伊藤博文関係文書」8巻341~342頁に収められている。

なお、この「伊藤博文関係文書」8巻293頁には、伊藤伯に提出された「大蔵省各部改革案」が収められている。それによれば、明治25年に提出され、「地方収税部は大蔵省直轄とし、十ヶ所内外の収税所を置き之を統理すること」とされており、税務管理局・税務署構想の前身と考えられる。

- (68) 「北海道毎日新聞」明治34年4月17日付「札幌より」, 同34年4月16日付「事業繰延と北海道, 同34年5月9日付「事業繰延と官鉄工事」。
- (69) 「北海タイムス」明治34年10月1日付「内閣の窮状」。「読売新聞(東京版)」 明治34年7月16日付「事業費繰延と現内閣」。
- (70) 「北海道毎日新聞」明治34年8月31日付「行政整理案成る」
- (71) 「読売新聞 (東京版)」明治34年 9 月23日付「官吏の恐慌」,同 9 月 6 日付 「行政整理難」。
- (72) 「北海道毎日新聞」明治34年9月8日付「行政整理の大綱」,同9月11日付「行政整理の真相」。「読売新聞(東京版)」9月4日付「行政整理の大綱」,同9月2日付「行政整理の真相」。

- (73) 「北海タイムス」明治34年10月3日付「行政整理大要」,同日「明年度予算概 算の決定」
- (74) 「北海タイムス」明治34年10月 6 日付, 「所謂今後の行政整理」,同10月 5 日 「東京だより」。
- (75) 司法官については、単に身分保障との関係から改革は難しいが、裁判官の勅令定員も、この時期は減少しているし、合議体の裁判官数も減少させている。 (最高裁判所事務総局編「裁判所100年史」)。
- (76) 「北海タイムス」明治34年10月5日付「行政整理と政友会」。
- (77) 鉱山監督署は明治25年6月1日に設置された(明治24年7月勅令145号)が、 札幌鉱山監督署は明治26年10月勅令148号で廃止され、29年3月勅令53号で復活 したので、廃止の洗礼をうけている。18年には大臣官房に鉱山課が置かれており、 直接事務の色彩が強い。

官有林の経営については、古くから種々の対応がなされて、12年には「山林局 ハ全国山林ノ事務ヲ管掌スル所ナリ」と定められている。これに伴って多くの官 林が本省直轄となり、19年4月勅令18号で大小林区署官制が公布されたが、同年 2月には北海道山林事務は、北海道庁の管理にうつっており、この時期の山林区 署は道庁の組織となった。しかし、北海道には御料林が設けられ、御料局が管理 した。

土木監督署は、19年7月に設けられ、内務省直轄工事及府県の土木事業を監督した。開拓の性格上、北海道は管轄となっていないし、道庁の仕事とされた。この時期の土木監督署も、道庁の組織である。

これに対して税務署は地方から国に吸いあげたのであるが、地方に徴収を委託する税が多かったこと、また水産組合(水産税区)があることを考えると、住民からみると、地方組織でもよいのでないかと住民が考えても無理はなかったであろう。

- (78) 「北海道毎日新聞」34年7月13日付「税務管理局の新築」。「北海タイムス」 明治34年12月26日付「税務管理局落成移転」。
- (79) 「北海タイムス」明治34年10月9日付,「三税務管理局併合説に就いて」,同9月27日付「三税務管理局併合説」。
- (80) 「北海タイムス」明治34年9月2日付及び9月27日付。「北海道毎日新聞」7~8月にかけての動静らん。
- (81) 「北海タイムス」明治34年12月1日付,「事業繰延の実相」「一税復旧説」。
- (82) 「読売新聞(東京版)」明治35年1月28日付,「明年度予算編成方針」。
- (83) 「読売新聞(東京版)」明治34年12月5日付「政友会の大会」。
- (84) 「読売新聞(東京版)」明治34年12月5日付,「大隈総理の演説」,「愈總辞職の決心」。
- (85) 「帝国議会衆議院議事速記録」18-278頁, 356~361頁。「帝国議会貴族院議事速記録」19-466~469頁。
- (86) 「帝国議会貴族院議事速記録 | 18-222~223頁, 19-315~316頁。貴族院で、

- (87) 「帝国議会貴族院議事速記録」19-274~276頁及357頁。
- (88) 「帝国議会貴族院議事速記録」19-314~315頁,419~422頁。「帝国議会衆議院議事速記録」18-471頁。この後も、伊豆七島及小笠原には、当分の間特例が続いている。
- (89) 「帝国議会衆議院議事速記録」18-22頁, 59~60頁, 158~159頁, 192~194 頁。「帝国議会貴族院議事速記録」19-72頁, 125~126頁。
- (90)「帝国議会貴族院議事速記録」18-39~40頁,256~257頁。「帝国議会貴族院議事速記録」19-282~283頁。
- (91) 「帝国議会衆議院議事速記録」18-39~40頁, 59頁, 113~115頁。「帝国議会 貴族院議事速記録 | 19-57~58頁, 190~191頁, 340~343頁。
- (92) 「帝国議会衆議院議事速記録」18-213~215頁, 261~262頁。「帝国議会貴族 院議事速記録」19-191~192頁, 283~285頁。

なお,この政府案と併行する形で加藤六蔵外2名より提出された営業税法改正 案に対して,政府は,家屋の賃貸価格の算定価格を修正する必要はないと反対し た。

- (93) 「明治大正財政史」第7巻675~676頁。
- (94) 「帝国議会衆議院議事速記録」18-278~358頁。「帝国議会貴族院議事速記録 | 19-288~289頁, 338~339頁。
- (95) 「帝国議会衆議院議事速記録」18-254頁, 352~361頁。「帝国議会貴族院議事速記録」19-297~298頁, 424頁~437頁。
- (96) たとえば,「北海道毎日新聞」明治34年2月1日付「砂糖税課税期」, 同3月 5日付「東京より」
- (97) 「北海道毎日新聞」明治34年3月10日~4月28日連載「失業者保護問題—— 瑞西の失業者保護方法」西川生。「北海道毎日新聞」明治34年7月2日~7月7日連載「貧民救済の根本策」菊川生。
- (98) 「帝国議会衆議院議事速記録」18-548~567頁。拙稿「『救貧税法案』『恤救法案』――『負の所得税』の一つの試み――」「国士館法学」第27号所収。
- (99) 衆議院において,「貧民救助,労働者及借地人保護ニ関スル建議案」が明治 35年2月26日可決された。(「帝国議会衆議院議事速記録」18-294~295頁, 415 頁)。
- (100) 「全書」明治35-1,87頁。「読売新聞(東京)」明治35年3月18日には、全員の氏名が紹介されている。「帝国議会衆議院議事速記録」19-29~45頁及149~157頁。
- (101) 「北海タイムス」明治35年2月6日付「地方税調査会」、「行政整理の実施」・「部課廃合と秘密会」、3月4日付「行政整理実行期」、4月12日付「行政整理と予算編成」。なお、6月21日~22日にかけて地方税調査会の総会が開かれたことも報道されている。また、幹部が登別に泊りこみ、地方税改正や行政整理の打合せをしたことも、逐一報道されている。たとえば、「北海タイムス」明治35年

- 1月8日付「行政整理調査会」は、その面の半分以上を費やし、参加者の動静や 決議事項を詳しく報じている。
- (102) 「読売新聞(東京版)」明治34年9月4日付「所謂行政整理の大綱」, 35年1 月28日付「両政整理の成績」。

「北海タイムス」明治35年4月3日付「新官制発表」。

なお、明治35年3月には92件の勅令が発せられているが、官制改正がらみのも のが相当多数含まれている。

- (103) 「北海タイムス」明治35年2月6日付及2月9日付,「札幌税務管理局の訓令」。なお,読売新聞(東京版)には,該当の記事は見当らない。
- (104) 第二次伊藤内閣は、明治26年3月行政整理委員会を設置し、その答申にもとづき官制改革を行っている。(佐々木隆「藩閥政府と立憲政治」吉川弘文館、326~339頁。)なお、伊藤博文の行政整理に対する考え方については、34年1月28日の立憲政友会議員総会での演説(北海道毎日新聞、明治34年1月28日)及び貴族院における演説にくわしい。
- (105) 「読売新聞(東京版)」明治35年9月27日「一葉落ちて政府の秋を知る」,同日「奥田義人氏辞職の真相」。「北海タイムス」明治35年8月27日付「行政整理の反対論」。
- (106) 「読売新聞(東京版)」明治35年9月23日「曽禰蔵相と整理案」。同9月17日 「整理案略成る」,同9月11日付「両整理問題の消息」。「北海タイムス」明治35年 9月21日「整理案略成る」。
- (107) 「伊藤博文関係文書 2 | 425~427頁。
- (108) 「北海タイムス」明治35年9月19日「地租継続後の新事業」, 同9月17日 「地租継続と海軍拡張」「地租継続と反対運動」。「読売新聞(東京)」明治35年9 月23日「根本の問題(地租継続と海軍拡張)」(論説), 同9月25日「貴族院と時 局問題調査」。
- (109) 「北海タイムス」明治35年9月19日「地租継続後の新事業」。
- (110) 「読売新聞(東京)」明治35年9月23日付「根本の問題」。
- (111) 「読売新聞(東京)」明治35年9月25日付「減租よりも大なるものあり」「地租論よりも農事改良」。
- (112) 「読売新聞(東京)」明治35年9月28日付「一木長官と行政整理」「第一期, 第二期,第三期」。
- (113) 「読売新聞(東京)」明治35年9月27日付「一葉落ちて政府の秋を知る」
- (114) 「読売新聞(東京)」明治35年9月27日「税務管理局長の更迭」。「北海タイムス」明治35年10月21日付「新任楠局長の談片」。
- (115) 「読売新聞(東京)」明治35年10月30日「二大案提出に決す」,同11月6日付 「伊藤侯の意見」。
- (116) 「北海タイムス」明治35年11月7日付。
- (117) 「北海タイムス」明治35年11月11日付。
- (118) 「北海タイムス」明治35年11月7日付「署長更迭と異動」,同11月11日付

「税務属及技手の現在数」。

- (119) 「北海タイムス」明治35年11月9日付「税務署長と税務官」。
- (120) 「北海タイムス」明治35年12月18日付「監督局の明年の事務」。
- (121) 「北海タイムス」明治35年11月25日付「営業税徴収手続改正」「営業税審査
- (122) 「札幌国税70年のあゆみ」116頁。「税務署70年のあゆみ」17~18頁。
- (123) (122) に同じ。
- (124) 「税務署70年のあゆみ」13~17頁。たとえば空知署の間税は課長1名しかいたい。
- (125) 「明治財政史」第1巻432~439頁。
- (126) 「明治大正財政史」第2編752~758頁,764~767頁。
- (127) 「税務署70年のあゆみ」16頁。「国税北海道70年のあゆみ」114頁も同趣旨を のべている。
- (128) 「公文類聚」第26編巻 4,明治35年,15 (国立公文書館蔵)。1902 (明治35) 年税務監督局・税務署官制の意義」中尾敏充,「阪大法学」42巻第 2,3 号上巻 561百以下。
- (129) 「北海タイムス」明治35年11月6日付「大蔵省中官制の改正」。「明治財政 史 | 第1巻。
- (130) 「読売新聞(東京)」明治35年11月22日付,「明年度予算概要」。もっとも11月11日付の記事によれば、40万円の節減にすぎないという。事業繰延によるものをどのていど含んでいるかによって、試算もかわってくる。
- (131) 「読売新聞(東京)」明治34年9月3日付「軍政整理について」,同明治35年11月23日付社説「遂に整理の誠意なきか」。「北海タイムス」明治35年2月5日付「陸軍経理制度の変更」,同6月14日付「陸海軍の行政整理」34年12月20日付「軍政整理の骨子」
- (132) 司法官増俸問題につき、司法官は伊藤総理大臣に対し意見書を明治34年2月末に送付した(「北海道毎日新聞」明治34年2月27日付「司法官増俸問題に対する遺外法官の大決心、同3月2日付「司法官の意見書」)。それもあってか、明治34年9月の行政整理案の検討に際し、裁判所の組織権限について企画され行政裁判所は対象外とされたものの、政友会の内部で司法官の増俸について論議がわかれた(明治34年9月4日付「読売新聞(東京)」、「所謂行政整理の大綱」「司法官増俸と製鋼所設置問題」。政友会が明治34年12月に示した「行政整理綱領」には、人員の削減のほか「控訴院及び地方裁判所の数の削減」がふくまれている(明治34年12月15日付「読売新聞(東京)」「政友会の行政整理案」)。その後も司法官増俸問題はくすぶり、結局実施される(「北海タイムス」明治35年8月27日付「司法官増俸問題」。

その間、府県の統廃合も検討されたことがあり、時間をほぼ同じくして、控訴院の廃合も検討されている旨の報道もみられる。「北海タイムス」明治36年11月21日付「府県廃合確報」によれば、19県が廃止(場合によれば岩手県は残す。)

することになっている。また、同日付「裁判所の廃合」によれば、函館(仙台に吸収)・名古屋(東京に吸収)・広島(大阪に吸収)の3控訴院を廃止し、19の地方裁判所の廃止が述べられ、個所名も記されている。これらの案については、内務省側にも反対があると記されており、「裁判所史」も無視している。

- (133)「新北海道史年表」316~352頁。榎本守恵「北海道の歴史」187頁,291~ 294頁。
- (134) 「北海道毎日新聞」明治33年8月2日付「所得税調査結了」。
- (135) 「北海道毎日新聞」明治34年5月25日付「両年度の所得税額比較」。
- (136) 「大蔵省年報」第41巻79~82頁。
- (137) 「北海道毎日新聞」明治34年5月17日付「小樽の所得税申告者」。
- (138) たとえば、「北海道毎日新聞」明治34年6月7日付、「小樽所得税調査委員 選挙人選挙会」。これによれば、物産派と談話会派にわかれて、投票数及び委任 状のとりまとめに動きまわり、事前の裏工作も行われている。その翌日の同紙に は札幌税務署での15日における選挙の段取り、札幌郡の結果を詳しく報じている。
- (139) 大村魏「所得調査委員会制度沿革概要」税務大学校論叢13。「税のしるべ」 所収「近代租税物語」第13回の「所得調査委員会が発足」も同氏の著作である。
- (140) 「北海タイムス」明治35年8月10日付「滞納処分励行の内訓」, 同8月23日付「租税滞納者の處分」。
- (141) 「北海タイムス」明治35年12月12日「徴税改良の調査」。
- (142) 「北海道毎日新聞」明治34年3月13日付「札幌税務管理局管轄内の有租地」, 同3月15日付「税務管理局管轄内の免租地」・「管理局管轄内の免(除)租年期 地」。
- (143) 「北海道毎日新聞」明治34年2月2日付「麦酒課税の反対」, 同3月17日付 「札幌麦酒販売の状況」。
- (144) 「北海タイムス」明治34年11月23日付「酒精醸造の新計画」。
- (145) 「北海道毎日新聞」明治33年12月4日及7日付「馬鈴薯製酒精研究の結果」。
- (146) 「北海タイムス」明治35年1月11日付「酒精税法の欠点」。「読売新聞(東京)」明治35年1月7日付「酒精及び酒精含有飲料税法に就て」。「北海タイムス」明治35年8月27日付「酒造税法改正我議」も参照。
- (147) 「北海道毎日新聞」明治34年3月23日・24日・26日付「酒類の製造及び販売取締法制定の必要」。
- (148) 「北海道毎日新聞」明治34年8月17日付「清酒模範醸造場設立計画案」,「北海タイムス」明治35年12月2日付「醸造試験所新設の経過」。
- (149) 「読売新聞(東京)」明治35年10月6日付及7日付。
- (150) 「読売新聞(東京)」明治35年10月2日・3日・5日付「国を富ますの一方法」(上・中・下)。

資料1 十年計画

J. 1		•				
			最初提出額	内務大蔵両省	明治34	年予算
			円	協定額 円	当 年 分	34年度以降の数
本	庁	費	12,949,739	10,963,927	{ (経常)622,786 (補助金)50,000	
拓	殖	費	4,776,569	4,410,640))
補	助	費	2,136,335	1,877,495	1,253,570	9,946,198
起	業	費	19,696,471	16,173,600	J	J
北	海道治水	、費	398,176	_	_	_
種	畜 購 入	費	46,823	_	_	_
砂	金採取取締	帝費	_	3,996	2,664	_
議	員 選 挙	費	8,777	8,777	1,536	_
官	設鉄道事業	美 費	_	_	$\left\{\begin{array}{c} 1,050,000\\ 955,736 \end{array}\right.$	
物	產共進会	:費	80,987	77,586	_	_
そ	の	他		_	$\left\{\begin{array}{c} 3,387\\ 200,000\\ 90,000\end{array}\right.$	_
	合 計		40,382,515	33,516,419	4,209,679	9,946,198
(参	考)北海道地	方費	不 明	1,461,068		

出典:北海道毎日新聞

明治33年9月5日付,明治33年11月16日付,明治34年3月17日付。官報明治34年3月28日号外

- 備考①一部科目の組替がある。したがって拓殖費・補助費・起業費・北海道治水費は 記事によっては拓殖費(広義)として扱っている。
 - ②当年分は北海道関係として示されたものを抽出した。
 - ③切捨
- (注) 予算案として提出されたものでは、次の項目はこれより多い(官設鉄道費を除く)。北海道庁費627,764円、北海道地方費補助520,000円

資料 2 北海道毎日新聞水産税関係代表的記事

(明治34年4月~7月)

月日	面	標題
4.5	3	北海道水産税区令
″ .10	2	水産税と漁業家
" .14	1	水産税と段別割
" .17	1	水産税則改正の理由
" .24	1	水産税賦課方法について
5.3	1	水産税の課率改定について
″ .18	1	小樽郡漁業者の免税運動
″ .29	1	小樽区水産税付加税免除の請願
6.7	1	小樽漁業組合にしん漁業者の免税運動
" .23	2	小樽にしん水産税免除請願書
" .29	1	小樽の水産税免除請願書
7.9	1	小樽にしん水産税免除請願
" .21	1	北海道漁業組合中央連合会・小樽漁業者の哀願
" .23	1	中央連合会役員の道庁訪問
" .31	1	小樽漁業組合の具申

資料 3 三税務管理局長歴代

	札朝	見税	務管	理局長		根室	邑 税	務管	理局長		函館	官税	務管	理局長
永	田	盛	信	(30.4)	牧	野	岸	治	(30.4)	片	山	恭	平	(30.4)
										菅	原	通	敬	* (30.10)
立	石	包	正	(30.12)									4~3: 館税[l.7 曷長を兼任
					赤	星	典	太	○ * (31.7)					
赤	星	典	太	○ * (31.11)	五十	一村	良	行	(31.11)	勝	田		計 官税関 11~1	(31.11) 長として兼任 12
大	谷	順	作	* (32.4)								1	館税隊 12~3	曷長を兼任 33.12
池			一白(7	○(34.8)	池	袋	٤			岩	政	憲	Ξ	* (33.12)
	衣	75 /	CIA.X	(34.8)						池	袋	札にと	に郎 幌税系 してま 8~34	
楠		正	篤	○*(35.9)	楠		٤	篤 - 現税 記 して 記 9~3		菅	野	[函		(34.11) 関長代理を 5~35.11

出典:「大蔵省人名録―明治・大正・昭和」大蔵省百年史編集室

「国税北海道70年のあゆみ」

備考:○帝国大学卒

*文官試験合格

[] 税務管理局長が他の官職を兼任

□ 他の官職者が税務管理局長を兼任

資料 4 租税及び印紙収入

	704			明治28	3年度	明治29	年度	明治30)年度	明治3	l年度	明治32	2年度
	税	B		決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
				千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
地			租	38,693	51.8	37,640	46.0	37,965	37.6	38,441	37.0	44,861	32.5
所		得	税	1,497	2.0	1,810	2.2	2,095	2.1	2,351	2.3	4,837	3.5
営		業	税	_	-	_	-	-	_	_	-	5,507	4.0
酒			税	_	-	351	0.4	31,105	30.8	32,960	31.8	48,918	35.5
酒		造	税	17,749	23.8	19,125	23.4	-	-	_	-	_	_
酒	精	営 業	税	10	0.0	10	0.0	15	0.0	20	0.0	9	0.0
豁	麴	営 業	税	31	0.0	-	-	-	-	_	-		
煙		草	税	2,741	3.7	2,978	3.6	4,935	4.9	2,121	2.0		
証	券	印	税	901	1.2	1,116	1.4	1,212	1.2	1,442	1.4		
醬		油	税	1,463	2.0	1,534	1.9	1,532	1.5	1,536	1.5	2,453	1.8
菓		子	税	689	0.9	546	0.7	-	-	_	-		
売	薬	営業	税	_	-	_	-		i			114	0.1
神	 果果	西類出 差	步税	20	0.0	35	0.0	57	0.1	73	0.1	82	0.1
取	引	所	税	780	1.0	1,001	1.2	1,106	1.1	856	0.8	1,177	0.9
国	立		税	221	0.3	217	0.3	110	0.1	22	0.0	0	0.0
売		薬	税	779	1.0	882	1.1	932	1.0	1,061	1.0		
船			税	291	0.4	152	0.2	0	0.0	0	0.0		
車			税	862	1.2	469	0.6	_	-	-	-		
鉱		業	税	247	0.3	336	0.4	421	0.4	568	0.6	606	0.4
北	海道	直水産	税	301	0.4	302	0.4	359	0.4	353	0.3	358	0.3
		直地 方		_	-	_	-	_	-		-	88	0.1
1		買免評	F税	80	0.1	41	0.1	_	-	_	-		
符	猟	免許	税	149	0.2	188	0.2	0	0.0	0	0.0		
営		業	租	-	-	0	0.0	4,416	4.4	5,478	5.3		
	換銀	行発行		409	0.6	926	1.1	561	0.5	1,256	1.2	847	0.6
18			税	_	-	-	-	20	0.0	0	0.0	1	0.0
内	国	•	計	67,912	90.9	69,659	85.2	86,892	86.1	88,537	85.3	109,857	79.6
海		関	税	6,786	9.1	6,728	8.2	8,021	8.1	9,093	8.8	15,937	11.5
屯			税	-	-	-	-	-	-	-	-	240	0.2
租		税	計	74,698	100	76,388	93.4	94,913	94.1	97,630	94.1	126,035	91.3
印	紙	収	入		_	5,377	6.6	5,971	5.9	6,163	5.9	11,943	8.7
合		-	計	74,698	100	81,765	100	100,884	100	103,793	100	137,977	100
			"'	, 550	100	51,100	100	200,004	100	200,100	100	201,011	100

	税	В		明治33	年度	明治34	年度	明治35	年度	
	<i>1</i> 11	н		決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	予算額
				千円	%	千円	%	千円	%	千円
地			租	46,718	32.0	46,666	30.7	46,505	28.2	46,845
所	得	i.	税	6,368	4.4	6,837	4.5	7,461	4.5	6,109
営	業		税	6,052	4.1	€,481	4.3	6,777	4.1	6,604
酒			税	50,294	34.4	58,017	38.2	63,738	38.6	63,805
醬	泔	i	税	3,154	2.2	3,464	2.3	3,555	2.2	3,328
砂	糖消	費	稅	-	-	612	0.4	4,146	2.5	6,077
毛	織物	消費	税	_	-	_	-	-	-	-
石	油消	費	稅	_	- '	_	_	_	-	-
売	薬 営	業	税	118	0.1	122	0.1	126	0.1	116
鉱	業		税	624	0.4	728	0.5	763	0.5	774
取	引	所	税	1,228	0.8	836	0.5	814	0.5	1,087
沖	亀県酒?	類出港	駴	157	0.1	117	0.1	186	0.1	154
兌	奥銀行	券発行		1,405	1.0	1,694	1.1	1,121	0.7	1,145
北	海道	水 産	税	368	0.2	_	_	_	-	-
北	海道	地 方	稅	95	0.0	_	_	_	_	-
通	行	÷	税	_	-	_	-	_	-	_
旧			稅	0	0.0	8	0.0	5	0.0	-
内	国	税	計	116,580	79.7	125,583	82.7	135,196	82.0	121,746
関			税	17,010	11.6	13,631	9.0	15,501	9.4	17,045
屯			稅	336	0.2	361	0.2	387	0.2	336
租	移	į	計	133,926	91.5	139,575	91.9	151,085	91.6	134,126
印	紙	収	入	12,289	8.5	12,275	8.1	13,848	8.4	14,304
合			計	146,215	100	151,850	100	164,933	100	153,430

出典:「国税庁統計年報書」第100回記念号

「大蔵省年報」第14巻

資料 5 - 1 北海道の租税収入調

「単位:円.%]

明治	地税•	地租 構成比	北海道和北海道和	b産税 k産税 構成比	酒税等	所得税	その他	計 (100%)	海関税 (函館) 税関)	出港税	合 計	北海道 地方税 (賦課を)
28	29,835	5.5	301,343	56.4	137,894	2,646	61,759	533,477	42,016	-	575,493	82,482
29	29,376	3.5	301,521	36.8	177,045	3,298	307,965	819,205	41,417	_	860,622	82,558
30	29,261	3.2	359,288	39.5	386,488	3,966	129,571	908,574	57,426	-	966,000	74,636
31	29,632	2.9	353,188	34.8	387,125	4,502	238,056	1,012,503	71,499	-	1,084,002	74,395
32	36,954	2.4	357,610	23.8	597,325	160,327	346,323	1,498,539	180,305	_	1,678,844	87,672
33	44,364	2.5	367,962	20.9	776,589	197,109	372,505	1,758,529	319,822	_	2,077,351	94,921
34	46,283	3.0	_	-	919,379	220,230	311,290	1,497,200	224,234	-	1,721,434	624,952

※大蔵省編の資料及び「開拓使収支統計」を優先して使用する。

明治28年度以降の北海道地租は、「明治財政史」第5巻附録「本邦地租収納表」によ

明治28年度~33年度の北海道物産税及び北海道水産税の計数は、「明治財政史」の第 6巻773~774頁による。

海関税は、函館税関の収税額(雑収入を含む。)

出典:「大蔵省百年史別巻」(昭和44年)

大蔵省「明治大正昭和 国の歳入一覧|

森田右一「わが国における財政制度の近代化(その4)」関東学園大学大学院 紀要第6号

「明治財政史」第5・6巻、「開拓使事業報告」,「開拓使収支統計」(法規分類 大全),「北海道庁統計書」,「日本帝国統計年鑑」,「新撰北海道史」第9巻

資料 5 - 2 北海道管内租税収納状況

「単位:円.%]

明治	地和	構成比	所得和	说 構成比	酒毛	说 構成比	北海道水	産税 構成比	営業和	構成比	その他	国内税計 (構成比 =100)	函館税 関収納	地方税
29	29,676	3.6	3,298	0.4	177,045	21.6	303,804	37.1	_	-	305,382	819,205	41,417	82,464
30	29,652	3.2	3,966	0.4	386,488	42.5	366,021	40.3	(区分不能。 但、函館+ 根室は 37,532注1)		122,447	908,574	57,426	74,633
31	29,820	3.0	4,502	0.4	387,125	38.2	360,888	35.6	112,015	11.0	118,153	1,012,503	71,499	74,390
32	37,126	2.5	160,327	10.7	597,325	39.9	365,038	24.4	130,217	8.7	208,506	1,498,539	180,305	87,663
33	45,350	2.6	197,109	11.2	776,589	44.2	362,537	20.6	146,018	8.3	230,925	1,758,528	318,822	97,048
34	46,264	3.1	226,230	15.1	919,397	61.4	4,770 (旧税追納)		162,795	10.9	137,739	1,497,195	224,234	624,953 不明(注2)
35	47,793	2.7	258,454	14.4	1,159,110	64.7	2,041 (旧税追納)	0.1	177,136	9.9	147,089	1,791,623	255,234	

出典:「北海道庁統計書」第12~第14回

「大蔵省年報」第24,10~15回

注1:「その他」に含む。

注2:国立公文書館には不存在。北海道水産税が地方税となったこともあって急増し ている。

資料 6 いわゆる「奥田案」 (出典:読売新聞(東京)明治36年2月4日(時事新報)

- [一] 官制の統一を図る事
- 一、内閣に完全なる統一機関を新設し之に左の職務権限を付与すること
 - (イ) 法令の立案及審議(法制局の廃止に伴ふ)
 - (中) 各省より閣議に提出する諸案の審査(同上)
 - (イ) 内閣総理大臣の諮詢に対する応答(同上)
 - (=) 予算概算の審査(予算案編成の実権大蔵省に移り政費分配の偏重偏軽を来したるを 以て之を統一する為め予算概算の閣議決定前此機関をして審査を行はしむるを要 す)
 - (対) 帝国議会に封する法律案の説明(政府委員多数に過ぎ議会に封する説明往々前後撞着する事実あるを以て此機関により政府の意見を統一し各省の政府委員は所管予算説明に任ずるの制とし政府委員の数を減少するを要す)
 - (*) 法規の整理及制度の調査(現行の法規を整理し日新の制度を調査する為め此機関をして断えず此事務に従事せしむるを要す)
 - (ト) 内閣文書の保管(内閣記録課の廃止に伴ふ)
- 一、工部省を新設し之に左の事務を移すこと
 - (イ) 逓信省鉄道局及鉄道作業局の事務
 - (ロ) 農商務山林局の事務
 - (*) 内務省土木局の事務
 - (二) 各部の建築及営繕事務
- 一、内閣所属官衙及び各省の局課を分合又は廃止すること
 - (イ) 法制局を廃し其事務を新設の統一機関に移すこと
 - (中) 内閣統計局を内務省に移すこと
 - (*) 内閣恩給局を廃し其事務並に公立学校職員退隠料及遺族扶助料に関する事務を大蔵 省主計局に移すこと
 - (二) 印刷局を廃して印刷所と為大蔵省に移すこと
 - (お) 賞動局を宮内省に移すこと
 - () 内閣記録課を廃し其事務を新設の統一機関に移すこと
 - (ト) 内閣の会計課を廃し必要の人員を大蔵省より出張せしめ其の事務を取扱ふこと
 - (チ) 内務省の神社局及び宗教局を合併すること
 - (リ) 内務省の台湾課及び北海道課を廃し其事務を内閣に移すこと
 - (ヌ) 司法省民刑局を廃し検事局を置くこと(第三項参照)
 - (ル) 司法省監獄局を廃し其事務を内務省警保局に移すこと
 - (ヲ) 文部省の専門学務局普通学務局及び実業学務局を廃し高等教育局及び普通教育局の 二局を置くこと
 - (ワ) 農商務省の農務局及び水産局を廃し殖産局を置くこと
 - (カ) 農商務省の特許局は特別官衙と為すこと(特別会計に伴ふ)
 - (ヨ) 農商務省の地質調査所を廃し其の事務を理科大学へ移すこと
 - (タ) 陸軍省の法務局を廃し其事務を人事局に移すこと

- (レ) 海軍省の司法局を廃し其事務を人事局に移すこと
- 一、止を得ざるものを除く外特別の官職特別の官衙を廃し又は合併すること
 - 〔甲〕 特別の官衙にして廃止又は分合すべきもの(地方庁に合併すべきものは別に之を掲ぐ)
 - (イ) 土木監督署(政府直轄の工事は工部省の職務とす)
 - (中) 警察監獄学校
 - (1) 伝染病研究所)
 - (二) 血清薬院 医
 - と
 トラスを表示する
 トラスを
 - (お) 痘苗製造所
 - (へ) 永楽病院(医科大学の職務とす)
 - (ト) 臨時ペスト予防事務局(地方庁の職務とす)
 - (チ) 臨時税関工事部 (工部省の職務とす)
 - (リ) 臨時秩禄処分調査局 (大蔵省理財局の職務とす)
 - (ヌ) 臨時沖縄県土地整理事務局(地方庁の職務とす)
 - (ル) 元帥府
 - (f) 陸軍中央地方幼年学校陸軍経理学校陸軍軍医学校海軍軍医学校陸軍獣医学校海軍主 計官練習所等
 - (ワ) 千住製絨所
 - (効) 陸軍編修官及び陸地測量官(但し其官職を廃せず特別の官制を廃して陸軍省官制中 に合併す)
 - (3) 東京陸軍経営部
 - (タ) 軍馬補充部本部
 - (レ) 教育総監部 (陸軍省の職務とす)
 - (ソ) 憲兵指令部 (憲兵制度の廃止に伴ふ)
 - (ツ) 三都督部
 - (ネ) 臨時陸軍建築部 (工部省の職務とす)
 - (r) 臨時海軍建築部 (同上)
 - (ラ) 海軍軍令部(参謀本部に移す)
 - (ム) 陸軍艦政本部 (海軍省の職務とす)
 - (ウ) 海軍港務部 (鎮守府の職務とす)
 - (イ) 予備艦部(同上)
 - (ノ) 新原採炭所
 - (オ) 海軍本部 (海軍省の職務とす)
 - (ク) 集治監の一部
 - (ヤ) 塩業調査所
 - (マ) 蚕業講習所
 - (ケ) 水産講習所
 - (プ) 工業試験所
 - (コ) 広島鉱山

- (エ) 航路標識管理所 (逓信省管船局の職務とす)
- (テ) 通信機関の改革
- (ア) 警視庁(東京府知事の職務とす但特別市制を施行する時は現行の制による) 「ア、」 特別の官職にして廃止又は合併すべきもの
- (1) 職務の性質同一様の官職にして特別の名称を附したるものは止むを得ざるものを除く 外之を廃止すること (官衙の改廃局課の分合定員の改正に伴ひ其大部分は消滅に帰する を以て茲に之を列記せず)
- (2) 各種の委員組織
 - (イ) 法典調査会 (新設の統一機関の職務とす)
 - (中) 議院建築調査会
 - ぐ) 文官高等試験委員外交官及領事官試験委員判検事試験委員弁護士試験委員郡長試験 委員其他之に類する各種高等官の試験委員を合併して高等官試験委員を組織する事
 - (二) 土木会
 - (出) 港湾調查会
 - (~) 古社寺保存会
 - (ト) 医術開業試験委員薬剤師試験委員日本薬局方調査を文部省の所管となす事
 - (升) 税関訴願審査会委員会
 - (リ) 臨時秩禄処分調査委員会
 - (ヌ) 陸軍砲兵会議
 - (4) 陸軍工兵会議
 - (ヲ) 陸軍衛生会議
 - (ワ) 軍馬衛生会議
 - (カ) 海軍将官会議
 - (3) 海軍技術会議
 - (A) 公立学校職員恩給審查委員市町村立小学校教員恩給審查委員
 - (レ) 高等教育会議
 - (ツ) 学校衛生顧問会議
 - (ツ) 震災予防調査会 (理科大学の職務とす)
 - (ネ) 東京学士会院(第4項参照)
 - (ナ) 博士会(学位授興のことは大学の特権と為す)
 - (ラ) 農工商高等会議
 - (4) 地方森林会
 - (ウ) 林野整理審査会
 - (イ) 生糸検査所臨時商議員
 - (ノ) 鉄道会議
 - (オ) 地方衛生会
 - (ク) 北海道衛生会
- 一、各省直轄の地方官衙の事務に関して左に掲ぐるものは之を地方庁に移すこと
 - (イ) 大林区署の事務

- (ロ) 鉱山監督署の事務
- (*) 農事試験所各支部の事務
- (二) 生糸検査所の事務
- (お) 種牛牧場の事務
- (→) 土木監督署の事務
- (ト) 海港検疫所の事務
- (チ) 税関管理局の事務
- (リ) 専売支局の事務
- (ヌ) 海事局の事務
- (4) 港務局の事務
- 一、台湾総督府及び北海道庁を内務省より分離し内閣直轄となすこと
 - (イ) 台湾総督及び北海道長官を内閣に列しめること
 - (中) 台湾に於ける行政組織を縮少し植民地行政を簡短に為すこと
 - (*) 北海道庁長官の職権を拡張し及び北海道の行政組織を変更すること
- 一、事務の分配を整え其繁閑を検覈して職員の配置を一新することこ(定員改正)

[二] 地方政務の刷新を図る事

- 一、地方官の権限を拡張し且つ其責任を重からしむること
 - (イ) 各省直轄の地方官衙の事務を可成之を地方庁に移すこと(前出)
 - (中) 行政法規中各省大臣の職権に属するものは軽重を審按して可成之を知事の職権に移 し又知事の職権に属するものは軽重を審按して可成之を郡区長又は市長の職権に移 すこと
 - (1) 法令施行の責に任ずる者其施行に関し経伺を許さざること
 - (二) 地方官庁に高等官を増設すること(中央直轄事務の合併に伴ふ)
 - (け) 地方高等官の進退は知事をして之を上申せしむること
 - (知事の外他の高等官を中央に集めて会議を開くことを廃すること
 - (h) 地方政務に関する重要な法令案殊に地方経済に関するものは必ず地方官会議に附す る制を立つること
- 一、地方官の待遇を高むること
 - (イ) 奏任知事を廃止すること
 - (中) 知事郡長の地位を高くし特に其の待遇を厚くすること
 - (1) 地方官の進退黜陟を厳にし且つ知事の任期を定むること
- 一. 地方巡察制度に関すること
- 一、地方警察官署(市制施行地を除く)を廃止し其事務を郡長の職権内に移すこと
- 一, 公共団体の組織に関すること
 - (イ) 東京市に特別市制を布き市長の職務は東京府知事をして之を行はしめ中央政府の監督を一層厳ならしむること
 - (中) 町村の合併を行ふこと
 - (1) 郡制を廃し郡を以て単純の行政区画となすこと

- (二) 運輸交通の便開発するに伴ひ府県及び郡を合併するの方針を定むること
- (お) 市の増置に関し厳重の制限を設くること
- (*) 水利組合, 町村学校組合其他町村の全部又は一部の各種組合は動もすれば町村行政 の統一を害するの戯あるを以て其設置に関し制限を設くること
- 二、府県税市町村税並之が徴収方法に関し必要の改正を行ふこと
 - (イ) 府県税の税目を整理すること
 - (中) 徴税方法を簡易にして且つ之を統一すること
 - (1) 怠納の弊を匡救するの方法を定ること
- 一、地方団体規定を一新して其監督を厳にし特に起債に関する制限を厳にすること
- 一、地方団体吏員服務法を制定すること

「三 司法制度を改革すること

- 一、地方裁判所を単独制と為し控訴院は三人大審院は五人の合議制と為すこと
- 一. 控訴院地方裁判所区裁判所の数を減じ併て区裁判所の権限を拡張すること
- 一、裁判所支部を廃すること
- 一、上告裁判所は之を大審院に限ること
- 一,検察官を裁判所構成法中より除き司法大臣を以て検事総長を兼しめ検事は凡て司法大臣の直轄となし区裁判所の検察事務は悉く地方警察官をして之を取扱しむること
- 一、司法官任用の制度を改正すること
- 一、司法官の地位を高くし特に其待遇を厚くすること
- 一、裁判事務の渋滞を防ぐが為め必要の制規を設くること
- 一. 裁判所の公合議を公開すること
- 一、建訴の弊を矯むるが為め必要の方法を図ること
- 一,刑事訴訟法民事訴訟法非訟事件手続法等を改正して煩冗の形式手続を簡易ならしむる こと
- 一,犯罪者検察に関し一定の方針を定むること(小事に苛察にして却て大事に緩なるの弊 を改むるを要す)

「四] 教育制度を改定し将来施設の方針を定むる事

- 一、学制を制定すること
 - (イ) 学校の書類を明定し及学校系統を一新する為め諸般の改革を行ふこと
 - (中) 大学の組織及び其学科程度等に関し一定の標準を設くること
 - (1) 義務教育に関し必要なる改正を加ふること
 - (=) 諸学校の学科程度及び試験制度を改正すること(殊に中学以下の学科課程及び試験制度を簡易ならしむること)
 - (お) 私立学校の取扱法を定むること
- 一. 師節教育及び実業教育女子教育の方針を定むること
- 一, 国費を以て維持又は補助すべき教育上の施設に関し一定の計画を定むること (教育基金に関する特別会計法及び基金会は之を廃止し該基金の利子は教育上の施設に充つるの計

画を定むるを要す及び実業教育国庫補助法は之を改正するを要す)

- 一、学校経理に関する方法を定むること
- 一、国語調査に関する方針を定むること
- 一、教科書編纂及び検定に関する方針を定むること
- 一、学者及び学校職員に対し特殊の待遇方法を設くること

[五] 軍務に関し必要なる改正を行ふ事

一、帷握上奏の弊を防ぐこと

現今は軍事行政に関することも内閣員に謀らず上奏する弊あり今後は軍機軍略の外は必ず先づ内閣員に謀り首相より上奏すること

一. 予算の編成は他省と同様にすること

今日迄海陸軍両省は一種の特別編成にて可成節目を流用するよう出来る故今後は必ず他 省と画一の制を立つること

一、両省に文官を入るること

大臣次官共に二十年前通り文官にて間に合ふ慣習に改むる事

「六」 官吏に官する規制を改正する事

- 一、官吏定員の三分の一を減ずること
- 一,特別の者を除くの外判任官の俸給は25円以上百円以下とし現今8級俸以下の判任官は 凡て之を雇員と為すこと(別に年級加俸の制を設く)
- 一,特別の者を除く外高等官の俸給は千円以上と為し現行千円以下の俸給を受くる高等官 は凡て之を廃すること
- 一, 官吏の恩給及び遺族扶助料は俸給額に比例せず割合に下級官吏に対する支給歩合を多 くすること
- 一、官吏身元保証の制度を廃すること(例外あり)
 - (イ) 文官試験を学術試験及び実務試験の二回に分ち之を行ひ其学術試験に合格したる者 は一定の期間実務見習をなしたる後に非ざれば実務試験を受くる事を得ざるを以て 試験制度の原則となすこと
 - (中) 特別任用の官といえども特別の登用試験を行ふこと
- 一、官吏服務法を制定し官吏の責任服務及び懲戒等に関する事項を定むること
- 一、官吏分限法を制定し官吏の分限恩給及び扶助料等に関する事項を定むること
- 一、官吏任用の制限を改正すること
- 一、官吏の官等を廃止すること(但し宮中の席次に関しては別に之を定む)
- 一、旅費制度の改正を行ふこと
- 一, 勉励賞与に関すること

「七〕 行政諸法規を改正する事

- 一, 行政法規の統一を図ること
- 一、手続の繁密に渉り形式に流るるものを簡約ならしむること

一, 條文の疑義を除き不備を補ふこと

[八] 政費の節約を図る事

- 一, 政費分配の偏軽偏重を匡済すること
- 一, 行政各部の経常費に定額を設け天災地変其非常の事由あるに非ざれば一定の期間変更 を許さざるの制を設くること
- 一、経常費の残余は一定の制限を設けて翌年度に繰越使用を許すの制を設くること
- 一、補助費縮少の方針を定むること
- 一,政府の工事又は物件の売買貸借に関し競争入札の弊を匡正する為随意契約に依るの制 を拡張すること(官吏服務法により監督を厳にす)
- 一, 各官庁委任経理の範囲を拡張すること
- 一, 会計の手続を簡易ならしむること
- 一,各官庁の会計に関し事前監督(検査院の事後の監督に対するもの)を完全に行ふべき 方法を定むること)
- 一、諸官衙の地所建物等を売却して中央官衙を一箇所に集むるの計画を樹つること
 - (注) 新字体による。

資料 7 重要な新聞記事

(1) 三税務管理局併合説に就て

本道に於ける札幌函館根室三税務管理局を札幌局に併合して全道一局となさんとの議ある事は過日の紙上に掲載せしが某当局者の昨日語る所に拠れば右の噂は東京に於てもチラホラ聞く所なれども実際主務省に於て斯かる議は目今之れなく察するに札幌税務管理局長が事務の都合上函館根室両局長を兼任したるに依る斯くは併合説出でしならん尤も来年度四月以降に於ては其議如何に変更するや計らずと云へり

(北海道毎日新聞明治34年9月27日)

(2) 税務管理局の併合説

札幌函館根室の三税務管理局と札幌に併合するの噂ある事は過日の本紙に掲載せしが其後主務省に於て函館は本道要枢の港湾にして税関あり税務支署あり且つ砂糖の輸入最も盛んなるの土地なれば札幌と共に併置せざるべからずとの二局説と本道の税務管理局は課税及び交通の上に於て札幌のみにて可なりとの一局説と議論二派に分れ容易に決せざる由なるも根室局丈けは早晩廃止せらるゝ事に決し居れりと云ふ。なほ目下建築中の札幌税務管理局は三税務管理局を併合するも差支へなき様始めより計画しあれば別に増築をなすに及ばざるべしと云へり (北海タイムス明治34年10月9日)

(3) 政友会の行政整理案

政友会は予てより現内閣の行政整理に反対なる旨を公言し居たるが今回同会の行政整理 調査会総会に於て行政総理の網領八ケ条を決議したる由にて其網領は左の如しと

行政整理綱領

行政を整理刷新し政務の簡捷を図り兼て政費を節減する為左の諸項の実行を期す

- 一 中央行政機関の組織を改良し其過大膨張の弊を矯め官治の統一を図ること
- 二 地方官の権限を拡張し官治の系統を明にすること
- 三 特別の行政機関は成るべく之を廃すること
- 四 司法制度を改正し裁判事務の敏活を図ること
- 五 陸海軍政を釐革し軍費節約の実を挙ること
- 六 官吏の員数を減少し其俸給を裕かにすること
- 七 行政の諸法規を改正し繁縟を省き簡明を務むること
- 八 官吏分限令及仟用令等に適当の改廃を加ること

尚右の綱領中重なるものゝ説明を聞くに左の如し

中央行政機関の現状に察するに其の本務たる畛域を超越して権限過大なるに至り益々中央集権の努を促進せんとす故に之が整理刷新を企図し各省局課の廃合すべきは之と廃合し 更員の淘汰すべきは之を淘汰し経費の節減すべきは之を節減し又政務官と事務官との区別 を厳にし以て其責守を明にせざるべからず

地方行政機関の組織を視るに其権限は中央機関の膨張に反し却て縮少したるものあり彼の中央に於て諸種特別の性質を有する行政機関若くは直轄機関を各地に置き地方官の管理 に適合せる事務を挙げて此等特別若くは直轄官衙に付属せしむるは制度の大体に於て決し て其の宜しきを得たるものと言ふを能はず故に例へば従来中央官庁の管理に属する収税土 木若くは林政機関に対して適当なる更革を加へ警察事務は之を一般行政機関に合同せしむ るが如き宜しく之が実行を期すべきものとす(以下略)

(読売新聞(東京)明治34年12月15日)

(4) 税務署は全廃か

奥田長官の調整したる行政整理案には税務管理局及税務署を廃止し其事務を各府県に 於て取扱はしむる事を含み居れる由なるが元来税務署及鉱山監督所等の事務を各府県に取 扱はしむる事は伊藤侯が明治18年に官制改革を為したる時にも之を企てたれど時の大蔵大 臣が税務は総て大蔵省の直轄とすべき事を主張し税務署を大蔵省に付属せしめたる為め各 省大臣とも是れに倣ひ各々其省務を拡張したるより今日の如く官制となりたるものなり然 るに今専ら経費節減と唱へ各省の予算に大削減を加へんとせる曽根蔵相自から其省の行政 整理に異議を唱ふる相にては到底各省の行政整理は実行し能はざれば或は曽根蔵相真先に 行政整理案に賛成し税務署及び税務管理局の廃止を実行するやも知れずと伝ふるものあり (北海タイムス明治35年8月23日)

(注) いずれも新字体による。

別紙8 税務管理局官制改正ノ事

現行制度ニ於テハ税務管理局ハ税法ノ執行機関タルヘキモノナルニ管轄区域広キニ過クルカ為メ其実ヲ挙クルコト能ハス実際ニ於テハ税務署カ真ノ執行機関トナリ管理局ハ監督機関タルニ止マルノ状況ニシテ其ノ責任ノ属スル所分明ナラス益徴税ノ事タルヤ直接人民ノ利害ニ影響スルコト多キニヨリ之カ執行機関トシテハ納税者カ最モ便利ヲ感スル所ノ現在ノ税務署ヲシテ専ラ之ニ当ラシメ税務管理局ハ一層其管轄区域ヲ拡メ純然タル監督機関ト為スノ経費ヲ省キ且税法執行ノ画一ヲ期スルノ利アルニ若カス依テ此趣旨ニヨリ全国二十五管理局ヲ十八税務監督局ニ減シ尚ホ之ト同時ニ税務署中之ヲ廃スルモ敢テ納税者ニ不便ヲ感セシメサルモノハ之カ廃合ヲ行フ等力メテ経費ヲ節約シ事務ノ敏捷ヲ計ルノ目的ヲ以テ徴税制度ノ改正ヲ行ヘリ

「出典:「公文類聚」第26編 巻4〕

(注) 新字体による。

資料 9 税務管理局時代の職員構成の変遷(抄)

					全		国					北	海	道				全国に 占める シェア
明	治29	年度末	奏任	司税 官補	判任		雇		計		奏任	司税 官補	判任		雇		計	
税	情理	2局職員	34	105	4,776		1,733		6,648 (外非 職66)		- (3)	(0)	(28)	-	- (21)		- (52)	(0.7%)
		年度末	37	106	4,610		1,500		6,253	函館 札幌 根室 計	1 1 1 3	1 1 1 3	33 60 28 121		14 24 20 58		49 86 50 185	3.0%
明	治34	年度末	局長 (奏任)	司税官 (奏任)	判任	見習員	雇	巡視	il		局長 (奏任)	可税官 (奏任)	判任	見習員	雇	巡視	計	
税	防 管理	E局職員	24	101	5,050	43	2,027	18	7,263 (外非職・ 休職106)	函館 札根室計	1 1 1 3	2 1 1 4	41 84 39 164	1 - - 1	20 26 13 59	2 - 2 4	67 112 55 234	3.2%
	税	務監督局	局長	事務官	判任	見習員	雇	巡視	計		局長	事務官	判任	見習員	<u> </u>	巡視	-	
明治			18	73	426	46	318	16	879	局	1	2	22	2	9	2	38	4.3%
明治35年度末	税	務署		税務官	判任		屉		計			税務官	判任		雇		計	
末				75	4,574		2,003		6,652	署		2	128		52		182	2.7%
		計	18	166	5,000	46	2,321	16	7,531 (休職0)	at		5	150	2	61	2	220	2.9%

備考:出典は「大蔵省年報」による。

()は明治30年4月1日の職員 — 「国税北海道70年のあゆみ」による

資料10 滞納処分の状況

				国	税						地プ	お 税		
		督促壮	犬発付	差	押	処分決	行徴収		督促和	犬発付	差	押	処分決	行徽収
		人員	税額(円)	人員	税額(円)	人員	税額(円)		人員	税額(円)	人員	税額(円)	人員	税額(円)
盟	計			16,477	119,649		'	at			377,886	141,743	112,694	50,391
29	うち地租	١,	/	8,403	5,673	3,968	2,853	ŀ						
明治29年度	うち北海 道水産税			801	4,539	346	1,696							
		(18 998)	(311,655)	(1,277)	(95,225)	(266)	(28, 160)		(127 278)	(151,600)	(48,556)	(60,190)	(29,359)	(36,338)
	計	430,471				5,375	1	l		1,529,660			214,857	1 ' ' '1
		(6,185)	(4,796)	(379)	(246)	(136)	(22)	55	(4,130)	(2,115)	(1,238)	(794)	(866)	(566)
	うち地租	187,848	211,216	22,683	22,273	4,160	3,298	地租割	202,701	264,483	78,250	73,015	29,449	27,439
明								うち 段別割	(9,514)	(5,181)	(3,736)	(2,111)	(1,876)	(844)
光	うち	(7,058)	(31,778)	(492)	(1,567)	(69)	(200)	うち所得	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
明治35年度	所得税	50,520	330,043	2,029	8,023	192	1,297	税付加税	2,395	631	645	159	142	73
度	うち	(5,291)	(33,773)	(343)	(2,356)	(31)	(155)	うち	(20,975)	(10,019)	(6,979)	(3,581)	(4,220)	(1,992)
	営業税	80,589	430,210	4,568	20,450	320	1,525	営業税	325,039	245,181	92,723	74,562	35,772	28,496
								うち営業 税付加税	(4,742) 52,025	(6,347) 58,628	(2,026) 13,330		(1,478) 5,789	
								うち 水産税	(11,645)	(70,972)	(4,578)	(32,372)	(3,150)	(19,910)

(備考) ①出典:「大蔵省年報」 ②明治35年度の段別割・水産税は北海道にしかない。 ③ () は北海道内の分。

資料11 有租地の状況(北海道) (34年は1月1日現在,30~33年は前年の12月末現在)

			民有地。	有租地			民有免 租地及	民有	北海道	計	
	第	類	第2	2類	総	計	無租地	免租地	特別諸地	n I	
	反別	地価	反別	地価	反別(A)	地価	反別	反別	反別	(B)	(A + B)
								除租地			
30					18,519	2,958		54,084	-	83,946	102,465
31	_		/		18,973	4,193			-	116,922	135,291
32					36,307	4,501	33,768	147,444		181,212	217,519
33					40,478	4,624	79,286	182,608		261,894	302,372
								免租年期地			
	町	千円	囲丁	千円	町	千円	町	BJ	町	町	町
34	21,116	546	19,337	950	40,454	4,497	1,999	25	172,165	174,189	214,643
35	23,309	3,741	19,351	951	42,660	4,692	2,148	167	264,001	266,316	308,976

第1類地:田,畑,郡村宅地,市街宅地,塩田,鉱泉地

第2類地:池沼,山林,牧場,原野,雑種地

(参考)

明治18年末の状況

		民有地(町)	官有地(町)	計(町)
函	館	10,707.8	9,751.2	20,459.0
札	幌	139,138.1	422.8	139,560.9
根	室	129.0	72.3	201.3
i	†	149,974.9	10,246.3	160,221.1

出典:明治18年 統計摘要